

## 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成29年8月17日（木） 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後 3時44分

場 所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 杉山 肇  
副委員長 清水喜美男  
委員 石井 脩徳 河西 敏郎 白壁 賢一 大柴 邦彦  
永井 学 渡辺 淳也 望月 利樹 佐藤 茂樹  
小越 智子

委員欠席者 な し

### 説明のため出席した者

県民生活部長 立川 弘行  
県民生活部次長 中山 吉幸 県民生活部次長 上野 直樹  
県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 三井 薫  
世界遺産富士山課長 入倉 博文 私学・科学振興課長 井上 弘之

森林環境部長 保坂 公敏 林務長 小島 健太郎  
森林環境部次長 丹澤 尚人 森林環境部技監 島田 欣也  
森林環境総務課長 桐林 政樹 みどり自然課長 村山 力

観光部長 樋川 昇 観光部次長 市川 美季  
観光企画課長 内藤 梅子 観光プロモーション課長 大久保 雅直  
観光資源課長 小田切 三男

農政部長 大熊 規義 農政部理事 相川 勝六  
農政部次長 奥秋 浩幸 農政部技監 渡邊 祥司  
農政総務課長 山岸 正宜 畜産課長 鎌田 健義

県土整備部長 垣下 禎裕 県土整備部次長 中澤 和樹  
県土整備部技監 望月 一良 県土整備総務課長 小澤 浩  
道路整備課長 清水 敬一郎 都市計画課長 丸山 裕司  
下水道室長 久保田 一男

教育長 守屋 守 教育委員会事務局次長（総務課長事務取扱）末木 憲生  
社会教育課長 岩下 清彦 スポーツ健康課長 前島 斉

福祉保健部長 小島 徹 福祉保健部次長 小島 良一  
福祉保健総務課長 神宮司 易 障害福祉課長 山本 盛次

行政経営管理課長 上野 良人

議 題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

審査の結果 指定管理施設については、いずれの施設も管理の業務及び経理の状況について、おおむね効果的、効率的な運営がなされていたが、一部、誘客に向けた取り組みに改善を要するものがあった。また、出資法人については、いずれの法人もおおむね設立の趣旨に沿って一定の経営努力のもとに運営されていた。

県は、引き続き、指定管理施設及び出資法人において、その目的に沿った適正な運営が行われるよう、業務内容や経営状況をしっかりと把握し、適切な指導監督に努めるよう求めるものとする。

審査の概要 まず、本日の審査順序について、県出資法人関係（県民生活部、森林環境部、観光部、農政部、県土整備部、教育委員会）、指定管理施設関係（県民生活部、県土整備部、教育委員会、福祉保健部、観光部）の順で行うこととした。

次に、午前 10 時から 11 時 58 分まで県出資法人関係（途中、午前 10 時 52 分から 11 時 5 分まで休憩をはさんだ）、午後 1 時から 3 時 24 分まで指定管理施設関係（途中、午後 2 時 27 分から 2 時 40 分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。

出資法人（公社）山梨県私学教育振興会【県民生活部】、（公財）山梨県緑化推進機構【森林環境部】、（一財）山梨県地場産業センター【観光部】、（公社）山梨県畜産協会【農政部】、（公財）山梨県下水道公社【県土整備部】、（公財）山梨県青少年協会【教育委員会】 関係

質疑

（（公社）山梨県私学教育振興会について）

渡辺（淳）委員 それでは、公益社団法人山梨県私学教育振興会について何点か質問いたします。

県が出資している法人の経営状況説明書の 94 ページの 3 番に、研修・講習事業実施という形で平成 28 年度実施されていると書かれております。私立の学校はそれぞれの学校法人の経営理念や精神のもとにそれぞれの学校のそれぞれの立場で運営されていると承知しております。その中で、教員の資質向上に対しては組織的に対応していくことが、効率的かつ効果的に育成を図っていくことが大変重要だと考えております。こうした観点から、この研修事業は大変意味深いものだと考えておりますが、新卒の教員の採用に対する研修について、どのような内容で行われているのかまずお伺いいたします。

井上私学・科学振興課長 新採用教員に対しましては、私立学校の特色や現状についての理解を深め、教職員としての心構えを養うことを主な狙いといたしまして、毎年 4 月に研修を実施しております。具体的な研修内容は、私学関係者からの講演や先輩教員の経験に基づく講義を受けた後に、教育に関する課題についてのグループワークを実施し、レポート作成や発表会などを行っているところでございます。こうした研修内容によって、他の学校の教員のさまざまな意見にも触れながら交流を図ることにより、幅広い視野を身につけながら教職員としての心構えを養うこととしているところでございます。

渡辺（淳）委員 教育というのは、学問だけでなく、生活習慣や人間性の形成などさまざまな

教育に携わるということですので、大学卒業あるいはなつたばかりの教員の先生方は知識も経験も不足していることが多かろうかと思えます。そのような中で、先輩の教員の方からさまざまな経験をもとにしたそういった指導を受けられるという制度は大変大切なことだと思っております。ぜひとも先ほど説明していただいたようなグループワークとかレポートの提出等を通じて、先輩の教職員から新任の方により指導ができるような体制を今後もとっていただきたいと考えております。

それでは次に、新卒とか新しい教員についての研修は今説明していただきましたけれども、新任の教員以外の方の研修はどのようなものを行っているのか次にお伺いいたします。

井上私学・科学振興課長 新任教員研修以外の研修といたしましては、まず小中高の教職経験 10 年から 15 年程度の中堅教員を対象にいたしまして、学校運営の中核となる能力を身につけさせるための研修を隔年で実施しております。この研修は、学校危機管理やクレーム対応などの実践的なスキルや中堅教員の役割について学び、生徒や保護者から信頼を得られる教員の養成を図っているものであります。また、私学教員全体を対象とした研修会では、昨年度は学校の特色を生かす教育課程づくりや、高校を卒業し就職した後の職場定着、日々の生徒指導上の諸問題といった課題について、分野ごとに部会を設置し研究を重ねたところがございます。また、幼稚園におきましては、県内地区ごとに研究テーマを設定した研究発表会や公開保育などを通じまして、教員同士の交流も図りながら資質向上に努めたところがございます。このほか、全国組織が実施する地区大会等にも教員を派遣しまして、全国の私立学校が抱える諸課題についても各県で持ち寄り、協議し、情報共有を図っているところがございます。

渡辺（淳）委員 新卒者以外、新任者以外は、中堅どころという方々に対しては、学校教育のリーダーとして全体的なマネジメントを行っていく上で、ぜひそれまで培った経験や知識をもとにさらなる育成に励んでいただきたいと思っております。また、他県等の交流を通じて、よいところは取り入れ、改めるべきところは改めて、ぜひとも私立の子供たちの教育向上に努めていただけるよう願っております。

それでは、この私学教育振興会のそもそもの設立の趣旨にもありますように、県立とか公立の幼稚園・小学校・中学校は県や市が主体となって指導なり管理なりしていくことで、どうしても私学に対してより大きい支援をしていかなければならないというような中で活動されていると思うのですけれども、この研修については、ぜひとも公立、私立問わず、一緒に交流しながら、あるいは一緒になって研修を図っていただきたいと思えます。特に学習だけではなくて、昨今問題になっておりますいじめの問題とか不登校の問題、あるいは中学、高校となるんでしょうけれども、卒業後の進路指導等、教育現場が抱えるさまざまな問題があると思えます。それは本当に私立も公立も変わらず問題意識としてあろうかと思えますので、ぜひともそういった、私立、公立問わず交流を行う中で研修を図っていただきたい。それが大変大切になってくるのだらうと思えますけれども、県の御所見をお伺いいたします。

井上私学・科学振興課長 委員御指摘のとおり、教育現場の抱える課題というのは、公立も私立も同様でありまして、教員の資質向上も県の教育委員会と連携して実施していくことが重要であると考えております。このため、県の総合教育センターで実施している管理職研修や各教科研修などさまざまな研修メニューに対し私立

学校の教諭も参加を認めていただいているところをごさいますて、平成 28 年度は 31 名の私立学校教員が県の研修に参加したところをごさいます。今後も私立学校の教員がさまざまな研修機会に積極的に参加していただけるよう、当課といたしましても私学教育振興会に対して助言をしてまいりたいと考えております。

**（（公財）山梨県緑化推進機構について）**

望月（利）委員 それでは、県が出資している法人の経営状況説明書の中の 195 ページ、平成 28 年度公益財団法人山梨県緑化推進機構事業報告書の中で、意見書に従って質問したいと思っております。

まず緑化事業の推進と緑化思想の高揚。当然この山梨県には非常に必要でありまして、県土の 8 割の森林を有するこの山梨県の一番の売りという、その中の山梨県の森林、それを緑化推進機構がどのようにバックアップしているのかということで、その軸となるやまなし森づくりコミッションの概要、これは先般、事業について説明をある程度受けたところなのですが、これは軸となる事業だと思しますので、もう少し詳しく具体的に内容について伺いたいと思えます。

村山みどり自然課長 やまなし森づくりコミッションの事業の内容についてでございます。企業・団体による森づくり活動を推進するため、企業と森林所有者との調整など森林整備の協定にかかわる業務がメインになりますが、それ以外にも、実際に活動する際の森林組合などの指導者の紹介、また、ヘルメットなどの作業用の器具の貸し出しのような業務を行っております。業務にかかわる経費としてやまなし森づくりコミッションへ 340 万円を交付しているところでございます。

望月（利）委員 バックアップして、その事業主体は森林整備協定を締結した事業のほうに任せているということなのですが、その企業・団体の活動という部分、具体的にどのような活動をして、それをバックアップしているのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

村山みどり自然課長 先ほど申しました企業等の問い合わせに対して、その相談業務等を行っているところでございます。また、作業用器具等の貸し出しにつきましても、先ほどの答弁のとおり行って支援をしているところでございます。実際に成果といたしましては、県内の森づくり活動を行っている企業・団体の数としましては、森づくりコミッションが設立された平成 19 年には 23 企業・団体により 23 カ所 640 ヘクタールであったものに対しまして、平成 28 年度には 64 企業・団体により 69 カ所 917 ヘクタールと、約 1.4 倍ほどの面積をふやしたところがございます。

望月（利）委員 過日の説明によると、新規 1 件、更新 2 件ということですが、これまでの経過の中で数がふえているのか、少なくなっているのか、また事業効果はどんな形になっているのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

村山みどり自然課長 平成 28 年度につきましては 3 件の森林整備協定を更新しまして、中央市、鳴沢村、笛吹市等で実施をさせていただいております。取り組む団体の推移、また森林の面積については、先ほど答弁の中と一部かぶってしましますが、

平成 19 年のコミッションの設立時では 23カ所 640ヘクタールでしたが、平成 28 年度には 64 企業・団体 917ヘクタールと増加しているところでございます。

望月（利）委員 緑化推進ということで、企業・団体、それぞれ民間のほうに啓発活動、そして、活動を支援しながら県内全体に普及させていくということは非常に大事な部分でございます。ですから、しっかりと今後もこの森づくりコミッション支援事業、これは軸となる事業だと思っておりますので、やっていただければと思っております。

意見書の 2 のほうに移ります。山梨県内には、知られざる巨木・名木、もしくはもう観光資源となっている神代桜とか、さまざまな樹木があります。森林県である山梨県において、これは緑化という視点以外に観光資源として非常に重要になってくるものであります。ですから、山梨の持っている森林資源、しっかりと売ってほしいなという思いで、県内にある巨木や名木、これについて質問させていただければと思っております。

例えば屋久島。屋久杉、縄文杉、それを見に行きたいがために山岳観光に絡めて、そして、自然を守っていくという意識も非常に高まっている、観光と環境という部分がうまくマッチングしている地域だと思っております。山梨県もそういうポテンシャルが非常にある地域だと思っており、巨木や名木が地域の自然や歴史を象徴するシンボルとして親しまれています。こうした貴重な巨木を保護するために、樹木医の育成・活動は非常に重要だと思っております。この樹木医の現状と樹木診断活動事業の内容について詳しく教えてください。

村山みどり自然課長 195 ページの樹木医の診断活動事業の事業内容について説明させていただきます。日本樹木医会山梨県支部に対しまして、県民緑化まつりのときに県民緑化相談とか、また、緑化・名木につきましては、診断カルテの作成と、所有者への保全管理の助言などをしてございます。例えば平成 28 年度では、下黒駒の大ヒイラギなど 8 件の診断カルテの作成と所有者への助言等をしております。このような樹木医が行う診断活動に要する経費として約 12 万円を交付したところでございます。現状につきましては、樹木医につきましては全国では今 2,562 人の方がいらっしゃいまして、山梨県には約 30 人の方が活動されております。

望月（利）委員 県内で 30 人、全国で 2,562 人ということですが。森林県である山梨としては、割合としては非常に少ないんじゃないかなと今印象を受けております。この 30 人の樹木医が、おそらくフル活動して県内の森林を守っていただいていると思うのですが、今後、樹木医の育成という部分、ちょっと外れるかもしれませんが、どのようにバックアップしていくのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

村山みどり自然課長 樹木医に認定されるためには、日本緑化センターの試験に合格する必要があります。試験を受けるには、応募に当たりまして業務経験が必要となっております。造園業の方とかは業務の中で経験を積んでいただけますが、一般の方につきましては、緑サポーター養成研修を受けていただきまして、緑サポーターに登録していただきます。そして、樹木医と一緒に活動すると、それが業務経験となりまして、試験の応募資格になっていくということになります。その緑のサポーターが県内では 220 人いらっしゃいます。この緑のサポーターが自主的に組織しました、やまなし緑サポーター会に対して支援をして

おりまして、こうした支援を通しまして、樹木医の底辺の拡大を図ってまいりたいと思っております。

望月（利）委員 緑サポーター 220 人ということで、樹木医の活動プラス、サポーターの活動を絡めて、おそらくフル稼働して、当然足りない部分、活動しづらい部分ということもあると思いますが、先ほど話をさせてもらった森づくりコミッションの啓発、それと、樹木医という観点の中から、森林、また樹木を守っていく保護という観点の中、しっかりと今後も活動を強化し続けていただければと感じております。

それでは、意見書の 3 のほうに移ります。山梨県緑化推進機構の果たすべき役割ということで 3 つ目の質問をさせていただきました。募金を活用して地域の団体などによる森林整備を推進しているということで説明をいただきました。先ほど来話をさせてもらったようにこれは非常に重要なことだと考えますが、森林整備公募事業の内容について、この前さらっと聞かせていただいたのですが、詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

村山みどり自然課長 森林整備公募事業につきましては、緑の募金事業を財源として、さまざまな森林ボランティア、地域の方々による森づくりを進めているところでございます。平成 28 年度といたしますと、森林ボランティア団体や学校の管理する P T A など延べ 130 団体が実施されまして、合計で 3,898 万円余を交付しているところでございます。

望月（利）委員 森林整備公募事業について、今、P T A という部分、130 団体という答弁をいただきましたが、そのほかに森林ボランティア団体活動支援事業等 6 つ丸印があるんですが、全体の予算というか、活動のベースとなる予算的な規模はどのような形になっておりますでしょうか。

村山みどり自然課長 また繰り返しの答弁になってしまうかもしれませんが、平成 28 年度につきましては、森林ボランティア団体等 130 団体に実施していただきまして、合計で 3,898 万円余を交付しているところでございます。

望月（利）委員 198 ページの（2）の緑化推進公募事業という形で、市町村緑化推進組織活動事業ということで、市町村緑化推進組織が主催する森林整備や緑化の推進活動を支援したということですが、市町村が実施する部分、どのような事業でどういうふう支援していったのかお聞かせください。

村山みどり自然課長 市町村の緑化推進活動事業につきましては、家庭募金の約 40% を原資にして、各市町村にございます緑化推進会議におきまして活動をしてございます。その中では、各地域に合った活動として、例えば甲府市では、平成 28 年度には植樹の集い等でミズナラ 200 本を水源林に植えたとか、地域の特色に合った活動をしていただいております。

望月（利）委員 意見書の中で、民間企業・民間団体に啓発活動をしていく、また、今答弁いただいた市町村の啓発活動、そして、樹木医として保護していくということで、これからも山梨県緑化推進機構にしっかりと役割を果たしていただいて活動してほしいと思っておりますが、最後に御所見をいただいて終わりたいと思っておりますが、お願いします。

村山みどり自然課長 県といたしましては、緑化条例に基づきまして緑化計画を策定し、緑化施策等を計画的に進めているわけでございます。また、やまなし森林・林業振興ビジョン等に基づきまして、県民や企業の参加による森づくり活動や森林環境教育の推進などに取り組んでいるところでございます。県では当機構と連携しまして、街頭キャンペーンや県民緑化まつりなど県民参加の森づくりを中心にしたイベントを開催するとともに、企業・団体等による森づくり活動の支援などを行っております。今後も当機構と連携を一層深めまして、森林ボランティア団体の活動支援など県民参加による森づくりの輪を広げていきたいと思っております。

清水副委員長 何点が質問させていただきます。極端な地球温暖化の影響が懸念されていると毎日の新聞とかニュースの中に異常気象が報道されております。そんなような状況と、それに伴って、県内及び国内も、土砂災害とか、いわゆる緑あるいは林業のそういった機能がすごい低下しているんじゃないかなと懸念されているところでございます。

そうした中で、この推進機構が持つ森林に対する公益的な機能、それについて、私は特に若い人たち、子供たちに対してどういうふうにそういった普及啓発をしたり、そういった知識を植えつけたり、あるいは具体的な活動に結びつけたりという、そういったことがすごい重要だと思うのですけれども、子供たち、次世代を担う若い人たちに対してどのような普及活動を行っているのかということをお尋ねいたします。

村山みどり自然課長 国内の森林の現状や森林の保護や保全について理解を深めることを目的としまして、県では教育委員会等と連携いたしまして、社会科の副読本として、まず「くらしと森林」という冊子を平成 4 年度から毎年作成しておりまして、県内の小学校 5 年生全員と教職員、あと、図書館等に約 1 万部を配布して啓発を図っているところでございます。また、樹木の名前を学ぶことを通じて森林や自然に興味を持ってもらうための子ども樹木博士の認定事業、また山梨県の緑化・育樹ポスター標語コンクールなどを実施しまして、優秀作品を林業まつり等で表彰したりして、子供たちの森林保全や緑化意識の高揚に努めているところでございます。

清水副委員長 我が県は県土の 80% が森林だということで、森林との関係というのがすごい大きな影響力を持つと思います。今おっしゃったような内容をもっと今後拡大、推進して行ってほしいなと切にお願いしたいと思います。

次に、その具体的な活動の中で緑の少年隊という活動があるということでこの計画に入っているのですけれども、この緑の少年隊の活動について何点かお尋ねさせていただきます。まず緑の少年隊活動支援事業の交付金額、どのくらいのお金を使ってどんな事業をやっているのかということについてお尋ねいたします。

村山みどり自然課長 緑の少年隊育成事業につきましては、緑の少年隊が新規に結成された場合には、隊の旗とか制服とか、整備に関する助成をしたりとか、また、緑の少年隊がバスなどを使用して遠隔地で森林学習等を行うような活動に対して助成をしております。平成 28 年度には、新規では甲府市でこどもの森緑の少年少女隊の新規結成にかかわる経費と、また、あとの少年隊につきましては、峡南地区での植樹祭への参加経費など 43 件 510 万円余を助成したところでございます。

清水副委員長 この緑の少年隊なんですけれども、具体的に県内にはどのぐらい部隊があって、それぞれ何人が活動しているのかという実態、現状をお願いいたします。

村山みどり自然課長 緑の少年隊ですが、県内では 63 隊が結成されておりまして、人数で約 6,800 名の児童生徒が活動しているところでございます。内訳としますと、小学校で 44 隊、中学で 9 隊、混合の隊もありまして 10 隊となっております。

清水副委員長 今の話の内容は、県内の学校の中で比率でいうと何%ぐらいがそれに該当するのでしょうか。

村山みどり自然課長 複数の学校で結成されている隊を考慮しますと、小学校では 185 校のうち 66 校、割合にいたしまして 36% が活動しております。また、中学校では 92 校のうち 16 校、割合として 17% が活動しているところでございます。

清水副委員長 まだまだ 36%、17% って、山梨県の県土面積の 8 割を占めるという見地からいくとすごい少ないなと思いますけれども、こういうものをもっと拡大して活性化していくために、どんな取り組みを今後考えているのでしょうか。

村山みどり自然課長 緑の少年隊をふやしていく取り組みといたしまして、緑の少年隊の活動内容を報告する緑の活動発表会を各少年隊の参加のもと毎年開催してございます。また、ホームページや、緑の少年隊の山梨県連盟のブログ等を使いまして、内容の周知を図っているところです。また、指導していただける教職員を対象とした、児童生徒たちに対する自然学習や森づくり活動、木工などの技術指導を習得してもらう研修会も開催してございます。こういった取り組みの中で緑の少年隊の活動を紹介して、隊をふやしていく取り組みを進めているところでございます。

清水副委員長 ありがとうございます。我々の山梨県は、山紫水明とか風光明媚とかと言われているのですけれども、実際はいろいろな緑に対する環境問題を含めた問題がすごい山積していると思います。この緑の少年隊の活動というのは、緑をふやすということをベースにして、我々の生活をどうやって守っていくかという、別の大きな言い方ですと、いわゆる命をどうやって守っていくかということにつながると思います。そういう意味で、自分たちの生活の仕方とか自分たちの活動の仕方が今後世の中にいろいろな形で影響を与えていくという、そういう認識を子供たちにしっかり持ってもらうということがすごい重要だと思います。そういう観点から、グローバル的な視点を子供たちにどうやってわかてもらえるのか、あるいは植えつけていくのかということが大変重要だと思いますけれども、この辺のグローバル的な見地からどういうふうに取り組んでいくのかということ、最後に林務長からお話をいただきたいと思います。

小島林務長 子供たちにグローバルな視点をどうやってやるかということですが、まず内容としては今やっている取り組みそのものになるかとは思いますが、まず森林の果たしている役割、それから、木材を利用することの意義、こういったものを今やっている活動の中で十分理解していただくことが、それが世界、また地球全体の森林の役割とか、地球環境を守っていくということ、そういったことに意識が向いていくことになるとは思いますので、まずこれまで続け

てきた緑推との連携の中で行ってきた普及啓発活動を一層推進してまいりたいと思っております。

**（（一財）山梨県地場産業センターについて）**

小越委員 先日の部局審査の折に、地場産業センターの来館客数についてお伺いいたしました。そのときに、平成 28 年度においては、19 万 2,392 人来ているというお話がありました。そこで伺いいたします。来館者 19 万 2,000 人の来館目的と、来館者の県内外の内訳をどう分析しているのかお伺いしたいと思います。まず最初に、19 万 2,000 人の来館目的を、どのような目的で 19 万 2,000 人の方がいらっしゃっているのか、まずお示してください。

大久保観光プロモーション課長 平成 28 年度の来館者数 19 万 2,000 人のうち、買い物目的ということでお見えになっていただいた方が約 12 万 3,000 人、64% 程度です。あともう一つは、貸し館をやっておりますので、そちらの貸し室利用のためにおいでいただいた方が約 6 万 9,000 人で 36% という状況になっております。

小越委員 そのうち、県内、県外の方々はどのような内訳になっているのでしょうか。

大久保観光プロモーション課長 貸し室利用につきましては、基本的にはほぼ県内の方が来ていると理解しておりますが、買い物目的で来館された方の県内外の内訳につきましては、詳細なところまでは実は把握できておらないのが現状でございます。ただ、販売員がお声がけを今いろいろ積極的にしております、「どちらからおいでですか?」とか、そういったことで聞き取りを行ったり、以前には、駐車場に車においでになる方が多いものですから、そういったナンバープレートを、どちらからということで確認をしたりというようなことで確認をしております。その結果、おおむね 7 割の方が県外から来てくださっているという状況でございます。

小越委員 12 万 3,000 人の方の 7 割が県外からいらっしゃっていると。そのうち、前回の部局審査の折に、商品購入者数は、平成 28 年 4 万 1,000 人と伺っています。12 万 3,000 人の方が買い物目的で来て、買った人が 4 万 1,000 人しかいないとなりますと、8 万とか 7 万の方は買い物目的で来たけど、物を買わないで帰ったという理解でよろしいのでしょうか。

大久保観光プロモーション課長 例えばですけれども、御家族でお見えになる方とかもいらっしゃいます。あるいは、グループでおいでになる方もいらっしゃいます。例えば御家族で来られるような場合は、3 人家族とかあるいは 4 人家族、買い物されるのは基本的に、よく聞くとところによりますと、お母さんが最後まとめて買い物をする。なので、その場合は 3 人が本当は買い物をしたとみなしてもいいのかもしれませんが、カウントとしては 1 人でカウントをしています。あと、グループについては、御家族関係がありませんので、お一人お一人の判断で御購入をされていると理解をしております。

小越委員 皆さん御家族で 4 人、5 人でいらっしゃったとしても、12 万のうち 4 万人しか商品を買っていかないということは、あまりに少な過ぎるのではないかと思います。そもそも 19 万 2,000 人という数のカウントの仕方はどうされて

いるのでしょうか。例えばフラワーセンターですと 21 万 8,000 人、それから、科学館でも 17 万人となっています。地場産業センターに科学館を上回る、フラワーセンターと同規模程度の人数の方が来て買い物をしていらっしゃるとはちょっと。どうやって 19 万 2,000 人という数字が端数まで出てくるのでしょうか。あそこにバーがあって、そこに入場券があるわけではないので、どうやってその人数をカウントしているのですか。

大久保観光プロモーション課長 入り口でカウンターを設置いたしております、そのカウンターで数が数えられるというようにしております。

小越委員 ということは、カウンターに、1 回出て、また 2 回出てとなりますと、ダブルカウントということもあり得るということですか。

大久保観光プロモーション課長 1 回外へ出てまた入ると、2 人というふうにカウントされる状況になっております。

小越委員 だから、この 12 万 3,000 人という買い物の数も、19 万 2,000 人という数も、かなりわからないんじゃないかと思うのです。科学館ですと、入場料払ってちゃんとバーを通っていきますし、何人来たかってカウントわかりますけれども、地場産業の 19 万 2,000 人の来館の方と買い物 12 万 3,000 人というところの数があまりに多く見積もり過ぎているのではないかと思います。だから、買い物している人が 4 万 1,000 人しかいない、これが本当の数字かわかりませんが、購入している方が 21.4% しかいないと部局審査のときにいただきましたけれども、こういうことでいきますと、どういうところに来館の方々が地場産業に対して御意見、御要望を持っているかということ把握しなきゃならないと思うのです。その中で、来館者の皆さんに要望や改善点をどのように把握してきたのでしょうか。

大久保観光プロモーション課長 大きな地場産業まつりとかのときには、しっかりアンケートをとらせていただいております。そういった中で、例えばもう少しにぎやかとなるイベントがあったほうがいいのではないかというような御意見も踏まえて、コンサートを実施するようにしたり、やはり子供さんが楽しめる体験コーナー、そういったものをつくってほしいという要望に対しまして、近年では例えばプレスレットの作製体験とか、そういったものを実施するようにいたしております。

また、旅行会社とか、あるいは定期的に御利用いただいている方なんかも結構いらっしゃるのですが、そういった方々に対しましては直接御要望をお伺いいたしております。特にその中で多かったのが、野菜類というのですかね、青果物系をしっかり売ってもらえないかという要望もございました。これまではイベントのときのみそういったものを販売いたしておりましたが、今は月に 2 回定期的にしっかり販売をさせていただいております。あともう 1 つは、やはりジュエリー関係の要望がかなりございまして、こういうデザインというオーダーがかなりありますので、そういったところでデザインの充実なんかも図らせていただいているという状況でございます。

小越委員 そのアンケートというのは、買い物されている方が 7 割が県外から来る、ほとんど来館者の方々の 7 割 8 割ぐらいが、貸し館以外ですけれども、県外からいらっしゃるという方々にアンケートをとったのでしょうか。それで、このよ

うな、野菜を売ってほしいという、そんな要望があったのですか。

大久保観光プロモーション課長 ちょっと説明が足りませんで大変申しわけございません。地場産業まつりでいいますと、3日間の催しを2回やっておりますが、圧倒的に県内の方が多い状況になっています。約85%の方がそのお祭りの期間は県内の方、15%の方が県外の方という状況になっております。それで、皆さん方にある程度均等になるようにというようなことで、500程度のサンプルでアンケート調査をとらせていただいているという状況でございます。

小越委員 そうしますと、地場産業まつりに来ている85%は県内の人だと。けど、全体の中では県外から来るお客さんが64%だとすると、県外からの皆さんからの要望をほとんど聞いてないということですよ、アンケートの中では。近くの方々の話も聞いたりして月2回野菜を売ることになったけれども、県外の方々に地場産業センターをどういうものであるかというふうにするには、どうやったらこの売り上げをふやすかということも必要になってくると思うんですね、地場産業ならではの。野菜を売る場ではなくて。

商品購入者数が4万1,106人と聞いています。売上金額は1人当たり4,243円と。1年間で19万人来館して、1人当たり売り上げ4,243円。本当に少ないと思うのですけれども、商品購入者をどのように伸ばそうという対策をとっているんでしょうか。1人当たりの売り上げをどのように伸ばそうと考えていらっしゃるのでしょうか。どういう分野と考えていますか。

大久保観光プロモーション課長 先ほど来のお話のとおり、来館者のおおむね3人に1人が購入をしているという、数字上はそういう実態となっておりますので、これまでもさまざまな機会を捉えまして来館者のニーズも把握してまいりましたが、さらに詳細にそういったニーズを把握させていただくということ、それから、売るほうの側としまして、陳列をもう少し見ばえのいいものに変える技術の向上を図ったり、あと、販売員さんのほうの教育も今、さらに充実を始めておりますが、商品知識の向上とか、あるいは接客技術もさらにスキルアップをしてみたいとも考えております。

また、今後ですけれども、要望がありますジュエリーに特化したジュエリーフェア、こういったものも開催してほしいというような要望もございます。特にジュエリーの場合は単価が非常に高額であるということもございますので、そういったものを実施することによりまして、お1人の当たりの客単価もアップを図ってまいりたいと考えてもおります。また、マスコミをうまく活用させていただいてしっかり情報発信をする中で、来館者の総数もふやしてみたいと考えております。

小越委員 ジュエリーを中心にやったらどうかという中で、例えば県外の方が多いのですから、県外の方に地場産業に来ていただきましてジュエリーを買っていただくには、どのような販売促進のやり方をしているのか。地場産業まつりに来る人は県内の人ばかりだということなんですよ。県外の方にどうやって来てもらうかというか、その手だてはどのように考えてやっているのでしょうか。

大久保観光プロモーション課長 現状では、例えば東京事務所で首都圏のマスコミなんかいろいろ発信する機会は毎月つくっていただいております。そういった場で、主に首都圏になりますが、そういったところで情報発信をさせていただいたり、あるいは、東京のアンテナショップで直接ジュエリーを売っているわけではあ

りませんが、山梨県のいわゆる地場産業のPR、あと、大阪事務所においてもそういったPRなんかもさせていただいております。今後、そういったお祭りしたことなんかももう少し積極的にPRをしてまいりたいと考えております。

小越委員

やってらっしゃることはやっていると思います。だけど、今後の地場産業センターをどうするかというところがあんまり見えてこないと思うのです。人数のところも、出たり入ったりするダブルカウントしている可能性がかなり高く、外から来ていらっしゃる方が12万3,000人いるけれども、その方々のアンケートが不確かで、その県外の方々はどうやって売ろうとしているか、またまたそのまま販売促進につながっていかないとなくなっていく中で、これからの地場産業センターをどうつくろうとしていくのかが見えてこないんです。

指定管理者であれば、指定管理者の中でアンケートをとったりとかいろんな資料があるんですけども、この出資法人の地場産業センター、といっても、指定管理のようにほとんどこの地場産業センターの運営をしているだけになっているんですけども、今後の地場産業センターのあり方についてお伺いしたいんです。貸し館業務だけで行くのか、それとも販売促進をするのか、それとも、地場産業として、例えばジュエリーとか地場産業の工房とかを見せるとか、そこを集積をするとか、どういう方向にこの地場産業センターを持っていこうと考えていらっしゃるのでしょうか。

大久保観光プロモーション課長 この地場産業センターにつきましては、いわゆる地場産業の育成と地域経済の振興ということを大きな目標といたしまして、法人も設立をいたしました。山梨県におきまして、地場産品が取りそろえる県内唯一の場所であるということは事実でございますので、これまで県内の団体・企業と一生懸命連携いたしまして、地場産品のPR販売、こういったものに取り組んできております。

本年度、新たな中長期計画、平成30年度から平成34年度の5年間のものを策定してまいる予定でございます。こういった中で、今後ですけれども、県内での出張販売、それから、県外でのイベント、そういったところへの積極的な参加、いわゆる外販でございますが、そういったところにもかなり力点を置くなど、今後の地場産業センターのあり方も踏まえまして、その計画の中でしっかり議論をしてまいりたいと考えております。

小越委員

ということは、地場産業センターは、地場産品を販売するというところが一番の目的として、そこに集約するという、そういう今後のあり方、方向でよろしいのでしょうか。

大久保観光プロモーション課長 販売といいますか、PRと販売ということになります。いわゆる山梨県にこういった優れた地場産業があります、こういったいい製品がつくられていますという、もちろんそのPR、それから、たくみのわざでつくっていただいたものもしっかり販売もしていくという、そういうことを狙って今後も活動していくというようなことになろうかと思っております。

小越委員

担当課はそう思っているかもしれませんが、今、話を聞く中では、アンケートも、直接来た人に聞くとか、地場産業まつりに来た1万2万の方しか聞いてないとか、今後この地場産業センターが本当に地場産業の販売の中心になるようなことなのであれば、この出資法人の地場産業センターがもっと積極的に取り組まねばならないと思います。あまりにもカウントの仕

方も含めて、この人数の把握も含めて、いかがなものかなと思います。

出資法人の検討委員会の中では、出資法人の自己評価のところでは、積極的な対策を講じることで安定した経営を行うことができる、誘客のためにイベントを積極的に効率的に実施すると、よくやっていると書いてあるのですが、逆に担当課の所見の中では、県内唯一の地場産業センターであることを生かしたイベント等を積極的、効率的に実施する必要があると、もっとやってくれと言っているんですね。担当課と、それから、出資法人、地場産業センターの中での意見の食い違いというか、地場産業センター、出資法人側があまり取り組んでないような姿勢を私は見るんですけども、それについて担当課として、この地場産業センターを、このままちゃんと地場産業の販売をしっかりと、そこが中心になっていくようにしていくには、どのように指導されていくおつもりでしょうか。それを最後にお伺いします。

大久保観光プロモーション課長 本年 4 月以降開催されております理事会とか評議員会、そういった場で私どもも参加をさせていただいております。そういった中で、今回、体制も新たにいろいろ変わったわけですが、みんなでこのセンターを、あるいは地場産業というものをしっかりと盛り上げていこうという機運は大分、高まっていると私は理解をいたしております。今後のそれぞれの事業展開につきましても、もっと皆さん、いろいろな考えられることを考えていこうという、そういう姿勢で今いらっしゃいますので、私どももそれとあわせて、どういことをやったら効果的なのかというようなことも一生懸命一緒に考えながら整理をしてまいりたいと考えております。

#### （（公社）山梨県畜産協会について）

白壁委員

7 月 6 日にベルギーのブリュッセルで E P A が大筋合意を受けたということだけでも、T P P のときに相当けんけんがくがくいろいろな意見が出て相当時間がかかった。だけど、E P A というのは短期間で合意をしたなんてちょっと不安な面もあるんだけど、いずれにしても、畜産協会というのは、山梨県の畜産を抱える一番の組織であるということで、その目的というのは農家の経営の安定だということだね。この間も質問させていただいたけれども、その経営の安定のためにさまざまな事業をやっていたらいいという中で、マルキンというの、この間話をさせていただいた。改めてマルキンの事業についてもう一度確認をしたいと思います。

鎌田畜産課長

白壁委員の御質問にお答えいたします。牛マルキンは、正式名称が肉用牛肥育経営安定特別対策事業と申します。この事業は、肉用牛の肥育経営というのが、もともと牛の購入から肥育牛の出荷まで一定の期間を要します。その間に価格が非常に高騰したり、暴落したり、そういったことがございます。そういったときに経営収支の悪化が懸念される。そのために、収益性が悪化したときに、生産者の拠出と国の助成により造成した基金、こちらのほうから、粗収益と生産費の差額の 8 割を補填することにより肉用牛肥育経営の安定化を図る、そういった事業でございます。

白壁委員

いわゆる守りというやつですね。セーフガード系。これは今、先ほどの答弁の中にあっただけども、国の事業なんだね。県も受益者もやるんだろうけれども、国の事業でやっている。畜産協会としての、例えば経営が安定するための事業というのはほかにどんなものがあるのだろう。

鎌田畜産課長 質問にお答えいたします。マルキン以外には、肉用子牛生産者補給金制度という事業がございます。

白壁委員 簡単に答えられてしまうとそれだけという話になるけど、そのほかにも、経営を安定させるためにさまざまな指導だとかそういうこともやっているわね。それで、よく言う、国際的なものとして競争力を強化していかなきゃならない。今回の中でも、米はある一定のレベルで抑えられたようだけど、チーズの問題とか、この間も答弁あったよね。16年間の中で調整をかけていくのかな。16年の中でね。ということだったんだけど。

このほかに、前回ちょっと話できなかったけれども、例えば、クラスターというやつがあるね。畜産クラスターという。よく農家が使っているロールペーパーなんかの補助金、あれは2分の1かな、とか、あとさまざまなソフト事業もクラスターの中にあるよね。さっきのあれと同じで、ここでもう一度、これを確認をしたいのだけど、クラスター事業というものが、どういうメニューがあって、どういうことをやっているのかというのをちょっと示していただきたいと思います。

鎌田畜産課長 質問にお答えいたします。畜産クラスター事業とは、地域の畜産関係者がクラスター協議会を形成し、地域ぐるみで収益性の向上に取り組む事業でございます。協議会が作成して、県が認定した畜産クラスター計画に位置づけられた中心的経営体が行う収益性向上等のための機械リース、それから、施設整備等に支援する事業でございます。具体的に申しますと、富士河口湖町の富士ヶ嶺地区の酪農家や環境団体がクラスターを形成して、より性能が向上した牧草や飼料用トウモロコシ収穫用機械等をリースして、良質な自給飼料を効率的に生産することによって生産コストの低減を図り、収益力向上に取り組む事例など、平成28年度までに酪農家や肉用牛、養豚など県内全ての畜種で10のクラスター組織が活動しているところでございます。

白壁委員 ちょっと調べていったら、飼料米だとか規格外の野菜の農産物の活用なんていうのも中に入っているよね。いわゆるソフト面。あとは、コントラクターというの？そういう人たちがいて、そういう人たちが事業をするための機械に対する補助だとか。コントラクターというのは、農家用作業組織みたいなものということなんだけれども、このコントラクターの人たちというのは、今あそこで言うと1社いるのかな。事業体を別につくって、そういうものに対する補助を出している。あとは、農家の人たちが何か事業用機械を買いたいときにもその補助も出している。あと、ソフト面で、地域でやっていこうということをさっき言ったよね。地域で支えるとか。農林水産省の生産局の畜産部の人が出ているんだけど、畜産を基点とした地域振興のためのソフト事業と言っているんだよね。今言っているようなもの以外に、こういうソフト面的なものもこのクラスター事業の中に入ってくるんだろうね。何かその辺の資料というか、答えられるもの何か、山梨県でやっているというか、畜産協会で行おうとしているというのは何かあるんでしょうか。

鎌田畜産課長 質問にお答えいたします。クラスター協議会の中に甲州牛のクラスター協議会がございます。そちらのほうでは、甲州牛のPRをするためのホームページを立ち上げたり、それから、甲州牛になるための肥育する子牛とか、そういった牛を飼うための空き牛舎、こういったような情報提供もしたりしております。

白壁委員

さまざまあるようですけれども、コントラクターの関係の質問をさせていただきたい。コントラクターというのはさっき言ったように、各農家で申請していったときには、その補助率が 50% だとか幾つかわからないけれども、半分ぐらい基本的に出てくると。今、北海道に行ったときに聞いたら、北海道なんかはやっぱり専門の請負業者さん、さっき言ったようなコントラクターの組織があって、その人たちが申請して、そこで買ったものをいわゆるリースであったり、作業請負であったりというようなことをやっている。富士ヶ嶺でもやっているんだけど、こういうものというのが今からどういう方向に持っていくつもりだろう。例えば個人で申請したものを公平に支給するのか、今から例えばそういう請負組織体ができると思ったら、そういうやる気のある人たちに集中的に事業としてやっていただいて、そのあいたものを搾乳に持っていかとか肉牛に持っていかとかというふうにしていくほうがいいんだろうか。どういう方向を畜産協会は考えているんだろう。

鎌田畜産課長

コントラクターは農作業の請負組織でございますので、やはりそれをお願いする農家さんもメリットがなければいけませんので、やはり規模によると思います。今後やはり規模のある程度大きい畜産農家さんがおそらく残っていかれますので、そういったことを考えますと、非常にコントラクターの役割というのは今後も重要になってまいると思います。ですから、畜産協会としても、そういったコントラクターの組織がうまく進んでいくような、そういった支援は必要であると考えております。

白壁委員

実は今、富士ヶ嶺地域は酪農を廃業している人たちが多いんですよ。主体的にやっている人たち、大規模な人たちというのは、4、5軒、3、4軒、そのぐらいしかいない。これを北海道並みに 100ヘクタールぐらいできるような。もともと小さいので、それで、自給飼料をいかに自分たちでつくったもので、輸入飼料の相場だとか為替によって変動するようなことをさせないように、今、沢だとか山を埋め始めた。これは公共 3 事業の中の残土処理を、この間新聞に出ていたね、それを今始めたところなんですね。これは今、土木がやっているの、この農務にはあんまり関係はないんだけど、最終的にはそこを平らにして、牧草を植えたり、今、盛んにトウモロコシをやっているんだけど、ああいうものをしながら、大規模農業をしていこうと。

そうすると、そのときに、例えば富士ヶ嶺でも一度やったけれども、クラッシャーしながら、残土を押し平らにしてしまうとか、こういうのは専門業者さんなんだよね。今度そのほかに、設備投資をするよりも、コントラクターみたいな人たちが設備を整備して、その人たちが請け負っていく。片や牛を飼いながら、搾乳作業をしたり、さらにまた観光に。畜産を基点として地域振興というのは、観光だとかそういう意味も入っていると思うんだ。というところに持っていこうとするのが本来の姿だと思う。

これから本当に、畜産というのは、TPPもこれからどうなるかわかりませんが、相当外国から攻め込まれてくる。肉もそうだけど。そのときの対策をこれからしっかりと練っていかなくちゃならないと思う。そのときの 1 つの手段として、こういう請負型の人たちの強化も必要になってくると思う。その点についてどういうふうにお考えか。これからの時代の酪農、農業、畜産というものの、これをどういうふうにか考えるかお聞きしたいと思います。

鎌田畜産課長

今、白壁委員がおっしゃられたように、コントラクターの重要性というのは、

今後、経営の効率化、こういったことを考えると非常に重要でございます。ですから、県としましても……。

白壁委員 県というか、畜産協会として。

鎌田畜産課長 はい、畜産協会とともに、コントラクターを推進していきたいと思います。

白壁委員 最後に、やっぱり収益性の向上ということで畜産協会の役割というのは大きいと思う。その1つがコントラクターもあるだろうし、さまざまな、民の力も借りたり。今回の公共3事業と言われているところの残土処理がみんな困っているんだよね。土木も農務も林務も。それをそのところへ持って行って、沢を埋めて平らなところにして、それから今度は、まだ決定はしていないけれども、畑総事業を使うのか、中山間を使うのか、はたまた、また違う、もっと有利な補助金を使うのか。それで、平らにして、収益性を確保するようなものにしていかなければならないと思うんだ。

これ、部長から最後に決意を聞きたい。これからの時代、我々の畜産って大したことないよね、5,000頭ぐらいのもんだ。そのぐらいしかないんだよ。でも、これからこれが地域の活性化の基盤となるもんだという捉え方の中でこういうものをしっかり強化していかなければならない。だから、畜産協会のあり方というのはこれからさらに重要になってくると思う。この辺で農政部長の決意、これ1つ最後に聞いて終わりたいと思います。

大熊農政部長 畜産業は第1次産業として重要であるだけでなく、先ほど委員おっしゃったように、地域の活性化、さらには観光とも結びつく非常に重要な産業であると認識しております。経営安定対策など守りの施策と、畜産クラスターのいわゆる攻めの策を活用するのはもちろんのこと、それに加えて、先ほど委員からもお話がありましたコントラクターの強化とか、そういったさまざまな関係者とさまざまな主体の全体的な底上げ、強化を図るということ、そういうことによりまして、畜産業のさらなる振興、そして、地域の活性化に畜産協会が県とともに主体的な役割を果たしていけるように県としても努めてまいりたいと思っております。

#### （（公財）山梨県下水道公社について）

石井委員 それでは、下水道についてお伺いいたします。

まず1つ目といたしまして、大規模災害の対応について伺います。下水道は、私たちの生活になくってはならないものであり、また、常に稼働を続けていかなければならない施設でもあります。最近、全国的に豪雨災害が続いており、本県においても先般、大雨による大規模な土砂崩れが発生しました。今回のような豪雨災害に加え、東海地震等の発生が心配されている中で、これから有事の際の対応を事前に備えておくことが非常に重要だと考えております。そこで、下水道について、こういった災害への対応計画はどのようになっているのか、まずお伺いいたします。

久保田下水道室長 ただいまの御質問にお答えいたします。下水道では、大規模災害発生時に、迅速に対処し、被害を最小限に食い止め、正常な機能をいち早く回復させるために、あらかじめ必要な体制や行動手順等を定めておくことが重要であり、本県では、大規模情報等発生時及び被災時における下水道の事業継続計画、いわ

ゆる下水道 B C P を策定しております。この計画においては、災害発生時等のさまざまな制約条件下で下水道が果たすべき機能を継続させるため、下水道施設の被災の想定、被災後の優先業務の選定や対応手順などを定めております。

石井委員 ただいま下水道 B C P という言葉を話されましたけれども、作成したらそれは終わりでしょうか。あるいは、それとともに、その計画に基づいて何らかの訓練をしたり、あるいは見直しを行うというようなことであるかどうか、もう 1 回お伺いします。

久保田下水道室長 下水道 B C P では、県、下水道公社及び流域関連市町村に加え、関連団体や企業等の協力を得て各種の訓練を毎年行っております。そして、手順の確認や課題の抽出を行い、関係機関との連携を深めながら改善を加え、状況に応じた災害対応が的確に行えるよう努めており、今後ともこの取り組みを続けてまいります。

石井委員 わかりました。日常の取り組みが非常に大事だと思います。今後ともよろしくお願いしたいと思います。  
それでは、次にもう 1 件お伺いいたします。健全な組織体制についてお伺いいたします。私は、災害対応において特に重要なのは、人の力、人材だと思っております。そこで、下水道公社の組織体制について幾つか質問いたします。まず公社職員の年齢構成はどのようになっているのかお伺いいたします。

久保田下水道室長 山梨県下水道公社では、理事長、専務理事の常勤役員 2 名を除く、公社の正職員 22 名で構成されております。その年齢構成ですが、50 歳代以上が 8 人で 36%、40 歳代は 11 人で 50%、30 歳代は 3 人で 14% となっております。

石井委員 40 歳代以上の職員が多いように感じたところでございます。現在の人員でこのまま経過した場合ですけれども、将来的に技術力はしっかりと引き継がれていくのでしょうか、お考えを伺います。

久保田下水道室長 22 名中の 40 歳代未満が 3 名ということで、年齢構成に若干隔たりがあることは否めません。この年齢構成の隔たりというものは、組織の硬直化だけでなく、下水道特有の技術や技能の円滑な継承に支障をきたすおそれがあります。そこで公社では、若手職員を中心に外部研修などの教育体制を充実させるとともに、再雇用制度を導入し、職員の能力向上や技術の継承に取り組み、県内流域下水道の適正かつ効率的な管理に努めております。

石井委員 わかりました。再雇用職員の活用以外で公社組織力を向上させるために取り組んでいるとのことではありますが、どのような方法で以後行くのでしょうか、お伺いします。

久保田下水道室長 公社では、経費削減はもちろんですが、持続可能な組織体制の確立と自律的な健全経営のために組織の活性化と人材育成、業務改善などを内容とする経営計画を策定しております。この経営計画につきましては、県も助言をしながら策定してまいりました。今後とも災害等に対する危機管理体制の強化につながる、バランスのとれた組織の健全化に着眼して、引き続き、指導、助言しつつ、継続的な計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。

石井委員 大規模地震などの災害は発生しないことにこしたことはありませんけれども、その発生や被災については常に念頭に置いて職務に従事することが必要ではないかと思えます。下水道 B C P は計画して終わりではなく、訓練などを通じて検証、また実際の災害時には的確に行動できるよう、より実践的な体制を備えておくことが重要です。また、大規模災害が想定される中、専門性の高い組織力を維持していくためには、計画的な職員採用などにより健全な職員構成を保ちつつ、下水道に特有な技術を確実に継承していくことがこれまで以上に重要であると考えているところでございます。

最後に、効率的・機能的組織体制の確立など将来を見すえた危機管理意識を持った人事マネジメントを実行し、本県の下水道を適正に維持管理することにより、公共用水の水質保全、また県民の健康で文化的な生活向上に寄与しつつ、災害の緊急時には下水道事業の維持が確実に図られることを期待し、大変重要な職務を遂行されておりますことに敬意を表して私の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

#### （（公財）山梨県青少年協会について）

永井委員 山梨県青少年協会の部分に関して質問させていただきます。経営状況説明書の 5 6 2 ページであります。その（１）の中にある地域若者サポートステーション委託金収入という項目がございます。地域若者サポートステーションは、若者の就労に関しての相談やあっせんをするような事業だと承知をいたしておりますけれども、部局審査の中でもこの１番目の質問がございましたが、改めて質問させていただきます。前年度 1,550 万 8,426 円から、この平成 28 年度は 0 円となっておりますけれども、その理由をお答えください。

岩下社会教育課長 永井委員の御質問にお答えいたします。地域若者サポートステーション事業につきましては、厚生労働省からの委託事業でありましたが、平成 27 年度をもって廃止となっていることからでございます。

永井委員 平成 27 年度で事業が終わったのでゼロになったということですがけれども、このサポートステーション事業、平成 18 年からこの事業を開始しているということ承知しております。この地域若者サポートステーション事業の過去最高の相談件数と就労決定数及び直近の平成 27 年度の相談件数と就労決定数を教えてください。

岩下社会教育課長 お答えいたします。過去最高の延べ相談件数につきましては、平成 24 年度の 1,441 件、過去最高の就労決定数につきましては、平成 27 年度の 45 件となっております。また、平成 27 年度になりますけれども、直近の延べ相談件数につきましては 449 件、就労決定数につきましては、先ほど申し上げましたとおり、45 件となっております。

永井委員 この事業が終わってしまって、それを受ける事業として、554 ページのコンサルテーション・ビューロー事業というのが始まったと承知をいたしております。これは部局審査でも出たと思うのですがけれども、460 万円の予算が支出されたと承知をいたしております。平成 28 年度の相談件数と就労決定数を教えてください。

岩下社会教育課長 平成 28 年度につきましては、延べ相談件数が 176 件、就労決定数は 3 件となっております。

永井委員 4 番の質問になるんですけれども、今るといろいろと数字を伺ってきたのは、平成 27 年度でも相談件数が 449 件、しかも決定数が 45 件あった。平成 28 年度は 176 件で、決定数が 3 件であったということです。この事業ですけれども、18 年から着実に続けてきて、私が承知している中でも、最高 1,441 件あって、下り調子ではあったのだけれども、平成 27 年度でも 450 件近い相談があったということで、青少年協会がやられている事業ということもあって敷居が低かった、相談がしやすかったというのがこの数字にあらわれていると思っています。

先ほどのお答えの中で、予算がゼロになって、数が 176 件になったという、激減したということは、国の事業が廃止になったということも当然ありますし、その予算がなくなったということで周知不足という部分もあると思います。1,500 万円近くあったのが、460 万円と約 3 分の 1 になったわけですから。ただ、それだけの人数の子供たちが相談に来ていたという事実があるわけです。私はこの事業というのは規模が縮小した中で相談員も少なくなったと伺っています。少なくなったんですけれども、ここに実は相談に来た子供たちが、直近の平成 27 年度ですら 449 件あったということは、複数回数ありますけれども、まだまだ実は潜在的にあると思っています。なので、この子供たちの相談の受け皿になるように、少ない予算だけれども、しっかりとした相談体制を構築していかなければいけないと考えています。そのことについて最後お伺いいたします。

岩下社会教育課長 お答えいたします。コンサルテーション・ビューローにつきましては、国委託事業の廃止に伴いまして、協会の自主財源でより幅広いニーズに対応する相談事業を立ち上げたものでございます。委員御指摘のとおり、当センターがしっかりと子供たちの相談の受け皿となるよう、各方面への周知を図るとともに、より相談しやすい体制を構築していけるよう、一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

永井委員 部局審査の中でも申しましたけれども、その広報はいろいろなやり方があると思います。テレビCM等はこの予算だとなかなか難しいと思うのですけれども、そのときにお答えをいただきましたように、今、SNS 等いろいろあります。ブログ、ホームページ、もしくは自主的にこういったことを青少年協会で行っているというような PR をするような、そんな予算がかからなくて広報していく有益な方法はたくさんあると思いますので、ぜひ引き続き、少ない予算ですけれども、推進していただきたいと思います。

清水副委員長 私、青少年という言葉を見ると、本当に身が引き締まる思いをいつもしています。青少年こそ世の中の宝であり、財産であると思っていますからであります。反面、その青少年に対して私たちが果たさなければならない責任が非常にあるなと思っています。その責任のうちの 1 つをきょう質問にさせていただいております。

最近、子供たちに、ふるさとと言われるものが急速になくなってきている。地域の伝統行事とかしきたりとかそういったものを伝える人が高齢化でいなくなってきたり、伝える組織がなくなってきたりということで、四季折々に発生している地域のそういったふるさとと言われるものがほとんどなくなってきて

いる。私が小さいころは、夏は夏祭りでどうこう、冬はどうこうっていっぱいあったのですけれども、今の子供たちはほとんどそういうものが急速になくなってきているんじゃないか。青少年の健全な育成を考えたときに、まさにふるさとをいかに青少年に植えつけて伝承していくかというのがすごく重要だなと常々思っております。

そういった観点から、この青少年協会が運営している青少年センターとか、愛宕山こどもの国とかの 5 つの施設の運営メニューを見ると、こうしたふるさとを伝承する行事あるいはテーマ、そういったものがほとんど見当たらないんじゃないかなと私はすごく思っていて、ものすごい危機感を持っているのです。そういうことに対してどんな見解をお持ちなのかお聞きいたします。

岩下社会教育課長 清水副委員長の御質問にお答えいたします。愛宕山こどもの国で実施しております、愛宕山イベントフィールド事業というものがございまして、経営状況説明書の 555 ページに載せさせていただいております。この愛宕山イベントフィールド事業では、昔遊び体験を行っております。プログラムの中で、こま回し、竹馬、けん玉、竹トンボなどの昔遊びの基本を伝えまして、上達する喜びを感じていただいております。また、愛宕山少年自然の家、八ヶ岳少年自然の家におきましては、山梨の郷土料理でありますほうとうづくりを体験することも行っております。今後は、委員御指摘のとおり、子供たちの健やかな成長につながるよう、地域の伝統行事、歴史、文化などに触れる取り組みを行ってまいりたいと考えております。

清水副委員長 まだまだ表面に出てこなくて、その地域独特の伝統行事はいっぱいあるんですね。それは地場産業という立場でやっぱり地場の伝統行事をそういった観点からもっと見える化していただきたいなと思います。

それと、その関連ですけれども、こういったいろいろな事業をやったときに、そのやった成果の確認は誰がどういう形でやっているのかということについてお尋ねいたします。いわゆる P D C A のチェックのところですね。どういうチェックの仕方をしているのか。

岩下社会教育課長 事業の成果の確認についてでございますけれども、各事業の参加者にアンケートを取りまして、満足度などの成果の確認をしているところでございます。それぞれの施設、また事業ごとにとっているものでございます。

清水副委員長 なかなか難しい内容だと思いますけれども、ただやっただけじゃなくて、その成果が本当に目的に対して達成率がどうだったかという、そういった観点から見ていただきたい。それがすごい重要だなと思っております。

それで、最後になりますけれども、そのチェックしたものを次へつなげる、循環する P D C A のアクションですね。それはどういう体制で今 5 つの施設で運営されているのか最後にお尋ねいたします。

岩下社会教育課長 お答えいたします。フィードバックの部分ということでございますけれども、先ほど申し上げましたアンケートにつきましては、その結果をスタッフ会議で検証します。それを検証した上で、協会の理事会などに諮りまして、次回の事業に反映させているところでございます。

小越委員 青少年協会の役員のところですが、例えば専務理事、平成 28 年、25 年、23 年、20 年、常務理事、平成 26 年、24 年、21 年と、頻回に専

務理事、常務理事が変わっていますが、これはなぜでしょうか。

岩下社会教育課長 小越委員の御質問にお答えいたします。専務理事、常務理事含めまして各理事につきましましては、御本人の意向を踏まえつつ、評議員会及び理事会の承認を経て入れかわっております。ですので、事業の継続には支障はないと考えております。

小越委員 専務理事、常務理事は、この間かわっていらっしゃる方は、県の退職された職員の方々がしております。その方々が3年に1遍、2年に1遍ずつ交互にかわっていくわけですけれども、その方々のほとんど指定席のようにしているという理解でよろしいでしょうか。

岩下社会教育課長 青少年協会につきましましては、青少年のための県立施設の管理運営の部分、また、その施設を通じた各種事業の実施というようなところがございます。そのようなことによりまして、青少年の健全育成を推進している協会でございます。この協会がその行政目的を達成する上で重要な役割を果たしていることから、理事会、評議員会で適切な人材を選出されているというように考えております。

小越委員 先ほど、事業継続に支障はないというお話がありました。であるならば、プロパー職員の方で一般職員の方が管理職の方でも5名いらっしゃいます。この方々が専務理事や常務理事になって継続的にやっていけばと思いますので、わざわざ県の職員が毎年入れかわる必要はないのではないかと考えております。次に、平成28年度実施されました小中学校へのアンケートをやったと部局審査のときにも聞いたのですけれども、その結果についてどのように分析されているのかお示してください。

岩下社会教育課長 アンケートにつきましましてですが、昨年度アンケート調査を実施して、集計までを行ったところでございます。現在はその分析作業中でございます。この結果につきましましては、ホームページへ掲載を行う予定となっております。なお、アンケートに寄せられた御意見の一部につきましましては、既に本年度の事業へ反映させていただいているところでございます。

小越委員 例えばどのような事業に生かされているのですか。

岩下社会教育課長 例えば実施事業の改善というようなところで御意見をいただいて、体験できる内容を多く取り入れてほしいというような御意見が多くございました。そういったことから、手始めにですけれども、夏季特別展、今、科学捜査展を行っておりますけれども、その中で指紋とか筆跡鑑定など実際体験できる内容を多く取り入れたところでございます。また、別の意見としましては、高学年向きのものとか、親子で楽しめるものという御意見もいただきましたので、同じ特別展の中ですけれども、成分分析など対象年齢が高い内容も取り入れているところでございます。

小越委員 積極的に県民の皆さんからアンケートをいただいたり、どのように青少年の方々に興味や関心を持ってもらえるのか非常に頑張っていると思うのですけれども、先ほど言いました指紋の分析とか成分分析とか、かなりそれなりに職員の方が手を加えて、本人、子供さんだけではできないことがある

と思うんです。それで、職員の皆さんの構成を見ますと、県の職員の常務理事、専務理事以外の職員の方々に、一般職員の方 23 人、管理職 5 人のほかに、臨時職員の方、非常勤の方が 30 人以上いらっしゃるのですけれども、この臨時職員の方々の雇用の状況について伺います。臨時職員の方は、平均の雇用年数はどのくらいになっているのでしょうか。

岩下社会教育課長 済みません、平均値は出していないところでございます。

小越委員 契約職員の定着率が高いのかと聞く上で、契約の非正規の方々、臨時職員の方々が、例えば 1 年でどんどんやめていくのか、3 年なのか 10 年なのかということを知りたいのですけれども、そのあたりのところはわかりませんか。

岩下社会教育課長 契約職員の任期につきましては、上限 5 年となっております。その 5 年につきまして、まず 1 年、次にまた 2 年、2 年という形で契約をしているところであります。それぞれの方によって時期がずれますけれども、例えば平成 27 年度につきましては、33 名のうち 8 名が退職されている。平成 28 年度につきましては、33 名中、やはり同じ 8 名の方が退職されているというところは把握しております。

小越委員 青少年協会が取り組んでいただいている事業は、かなり子供たちを、いろいろなリーダーシップをとったりとか、専門的な知識を与えたりとか、かなりブロ的ないろいろなことができなくてはいけないと私は思っています。資格とか、教員の経験がある方とか、社会教育に携わっているの方々ということになりますと、この方々が蓄積されているいろいろな事業が進んでいくと思うんです。33 人中 8 人が毎年おやめになっていくとなりますと、蓄積していくことが非常に大変になっていくと思うんです。その中で、来年度、5 年を超えると、非正規の方々が本人の申し出によって有期雇用が無期雇用へ適用されると法律が変わりますけれども、この青少年協会では働いていらっしゃる契約・臨時の方々には、5 年を超えると無期雇用ということの適用にされるということの理解でよろしいのでしょうか。

岩下社会教育課長 協会につきましては上限 5 年間の契約となっておりますので、無期転換制度は適用されません。現在ですけれども、法改正の趣旨及び内容を踏まえまして、どのように取り扱っていくのかにつきまして検討を行っているところでございます。

小越委員 5 年の後に 1 年、2 年、2 年と更新していくということになりますと、5 年を超えての無期への雇用へ適用にならないのですか。としますと、先ほど言ったように、人材としての更新がしていかないわけですね。今話を聞きますと、非正規の方々を雇いどめをしているようなことと私は受け取ってしまうのです。そうではなくて、非正規の方々を無期雇用にしていくように、人材の確保も含めて、そのような方向に考えていかないのでしょうか。

岩下社会教育課長 先ほど 1 年、2 年、2 年と申し上げましたのは、1 足す 2 足す 2 で 5 年というようなことでございます。上限が 5 年というようなことで今決まっているところでございます。

青少年協会につきましては、青少年の健全育成を図るということを目的で設置されております。そういった中でこれまでの契約職員の有期雇用の考え方に

ついてでございますけれども、青少年協会では、青少年を有期雇用する中で、研修、また各種資格の取得などを支援しているところでもあります。青少年の多くが有期雇用の 5 年間でスキルアップしたり、また取得したスキルを生かして新たなステップへ進んでいけるような場として有期雇用の 5 年間という位置づけをしてまいったところでございます。

小越委員

5 年を超えて勤務すると、本人が申し出をすれば、有期雇用から無期雇用になるというのをぜひこれは適用するようになっていただきたいと思います。本当は、非正規でなく正規雇用で無期雇用にしていただきたいと思いますのですけれども、一歩前進しながら、雇いどめをするようなことをしないようにしていただきたいと思います。

次に、お金の話です。前年度は 5 6 9 万円の黒字になっておりましたけれども、当年度は 4 1 8 万円の赤字を計上されております。差し引きますと 1, 0 0 0 万円以上落ち込んだことになっているのですけれども、その原因はどのような原因なんでしょうか。

岩下社会教育課長

お答えいたします。平成 2 7 年度につきましては、臨時的収益としまして、退職給付引当金の取崩収入 7 6 1 万円余がございましたので、実際それを差し引きますと、対前年の増減についてはマイナス 2 5 6 万円余となります。この 2 5 6 万円余についてですけれども、この理由としましては、主に職員給与費の増加が原因となっております。対策としましては、収益の向上、また費用の節減に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

小越委員

この協会とすれば、とりわけ人が、やっぱり対人サービスの中では一番生きてきますので、職員の人件費を削減することはないようにしていただきたいと思います。

それで、ここの報告を見ますと、かなり細かくしっかり報告されていまして、いろいろな事業に何人来たのか、1 人も全てカウントされているということで、非常に事業をしっかりつかんでいますし、どのようなことが求められているのか、よくやっていると私は思っています。ただ、いろいろな事業をする中で、ここに何人来るかわからない中では、必要な経費をその前に確保しなくてはならない、だけど、来た人数は少ないとなりますと、これだけの事業をしている中で、例えばいろいろな消耗品とか需用費等を含めてしっかり足りているのか心配ですけれども、そのような声は協会から上がってきているのでしょうか。

岩下社会教育課長

これまでの実績とか、先ほどお話しいただいたような人数の把握等もしております中で計画を立てておりますので、今のところそういった声はいただいておりません。必要経費の不足が生じないように、計画的にこれから事業に充てていきたいと考えております。

小越委員

必要経費は足りているという中では、心配なのは、この青少年協会は 5 つの指定管理の収入と、自主事業をやっているのですけれども、指定管理のほうを見ますと、ほとんど老朽化が進んでいて大変だと。いろいろな要望が出されている。修繕してほしいと。この老朽化の中で人がふえないんじゃないか、利用者数が減るんじゃないかということが、科学館以外ですけれども、大体のところを出されております。この修繕のところをこれから県はこの必要経費の中でどうやって賄っていく予定なのでしょう。大体同じぐらいのときに建てかえとか修繕が集中していくと思うんですね。今の少年自然の家とか、青少年セン

ターもそうですけれども。ほかの施設から見るとかなり老朽化が進んでいる中では、これをどうやって年次的にクリアしていくのか。まさか統廃合するなんてことはないと思うのですけれども、どのように修繕のお金を必要経費の中で県は手だてをしていく予定なのでしょうか。

岩下社会教育課長 老朽化についての御指摘をいただいたところでございますけれども、各施設につきまして現在の状況等について詳しく把握していく中で、今後計画的に対応していくと考えております。

小越委員 最後ですけれども、この指定管理、それから、出資法人の中で、この方々がお金をためて建てかえをするということは不可能に近いと思うんですね。そのお金もないし、その後指定を受けないしという中では、県がしっかりお金を確保して、この必要経費も含めて、どういうときに建てかえするのか、修繕するのか。今もやってほしいという老朽化の対策がいっぱい出されています。その補修のお金をちゃんと確保することをこれから計画を立てていかないと、教育委員会はほかの施設も持っておりますし、県全体の中でもありますので。長寿命化計画や建てかえの計画、県の公共施設のあり方として、指定管理の、出資法人が持っているその公共施設のこれからのランニングコストや修繕費のことをどのように計画していくのか、いつごろ発表するのか、どのように考えているのか最後にお伺いしたいと思います。

（「答えられる部分と答えられない部分あるんだよ。出資法人の関係だよ、これ。委員会でやるような話だよ」と呼ぶ声あり）

岩下社会教育課長 施設につきましては、今、長寿命化計画の中で実際の状況の把握等を行っているところでございます。この施設のみではなくて、県全体の計画の中で対応していくとお答えしたいと思います。

指定管理施設 山梨県立富士山世界遺産センター【県民生活部】、山梨県小瀬スポーツ公園【県土整備部】、山梨県緑が丘スポーツ公園、山梨県立八ヶ岳スケートセンター【教育委員会】、山梨県立あさひワークホーム、山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮【福祉保健部】、山梨県立富士川観光センター【観光部】関係

質疑

（山梨県立富士山世界遺産センターについて）

白壁委員

世界遺産センターの件で質問させていただきます。この間、現地調査をさせていただいて、あまりかわりばえしないというのが偽らざる気持ちだったということです。富士山というのは、顕著な普遍的な価値をいかに国民に知らせたり、富士山を後世に残していく重要性をしっかりと示していくものだということです。その中で、特に南館について、そもそもそこへ何でつくったのかというところを考えていったときには、やっぱり先ほど言ったようなものはしっかり示さなきゃならない。ということは、つくってそのままというわけにいかない。ということは、多くの方々に施設に入っていたかなければならないということであります。そのためには、この間もお話しさせていただきましたけれども、私からすると魅力がない。魅力があれば、入場料 400 円だろうが、1,000 円だろうが、1 万円だろうが、入ってくれる。でも、かわりばえのない。やはりさらに魅力をアップさせなければ、本末転倒というか、宝の持ち腐れになってしまうということであります。魅力向上のために、県というか、世界遺産センターは指定管理者としてどういう努力をしているのか、この点についてまず最初にお聞きしたいと思います。

入倉世界遺産富士山課長 ただいまの世界遺産センターの魅力の向上についてのセンターとしての姿勢、考えについての御質問でございます。情報発信の拠点であります南館の展示の魅力の向上につきましては、多くの方に富士山の価値を理解していただく上で非常に重要でありまして、そのためには何よりも、わかりやすく伝えるということが必要だと考えております。こうしたことから、ガイドによる解説の一層の充実を図ることや、利用者や指定管理者、さらには地元の関係者の御意見を伺う中で、県として展示をはじめ施設全体の魅力が向上するようにしてまいりたいと考えております。

白壁委員

この間また新たなことをやっていた。何か切り絵が何かやっていた。ああいう知恵を絞るといいんでしょうけれども、当時一番奥のところは研修施設だったんだよね。それが今回展示施設に変わっていた。これは臨時的というか、暫定的にそういうふうに使っているのかもしれないけれども、ああいうところの使い方がいまいちだねという感じがしたんですね。前もお話しさせていただいたように、山梨県のランドマークは富士山だと。ということは、山梨県のゲートウェイとして、入り口として成り立つのはあの地域であって、かつ世界遺産センター、二十数億円かけたあの場所が入り口にならなきゃおかしいということですね。

現地でも質問させていただきましたが、夏は多少は来るだろう。三十数万人という、当時のビジターセンターのころから今回のああいう計算をしたんだろうけれども、あの場所というのはやっぱり冬場はクローズされてしまう。スバルラインで富士山に登る人たち、5 合目まで行く人たちが 250 万人いる。その人たちに途中でショートカットしてあそこに寄っていただく。もしくは、外国人の人たちがシャトルで成田から、羽田から、トイレ休憩にしても 30 分

も 45 分でもあそこに行っていていただくといったときに、そのときに富士山世界遺産センターにも入っていただく。これは夏なんだよね。

そのとき質問したら、12 月から 2 月が極端に減っているということだった。このときの集客を強化することによって多分、数万人もしくは 1 割 2 割という人たちがふえると思うんだけど、冬場の対策ってどんなことしているんだろう？

入倉世界遺産富士山課長 ただいま世界遺産センターの冬場の対策についての御質問をいただきました。冬期につきましては、富士・東部圏域の観光の入り込み客そのものが減少いたしまして、富士スバルラインも積雪のために 5 合目まで通行できない状況となる中で、世界遺産センターにつきましても、先ほど来出ていますように、12 月から 2 月までは入館者が減少する傾向がございます。

こうした中で、世界遺産センターは季節を問わず利用ができてまして、冬期における富士・東部圏域への誘客の拠点となり得る施設でありますので、この時期の冬場の誘客対策に力を入れて取り組む必要があると考えております。こうしたことから、富士山の価値を広くアピールする企画展を冬の時期に開催することをしているほか、例えば有料の南館に立ち寄る冬期のツアーを企画いたします旅行会社にスバルラインの通行券を贈呈するといった、冬期の利用拡大の方策につきまして今後とも指定管理者と協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

白壁委員 また新たなものが出てきたけれども、冬のクローズの時期に、そこに入館した人にスバルラインの開通時の通行券をプレゼントするというのでいいんでしょうか。

入倉世界遺産富士山課長 そういうようなことも 1 つの案として検討に値するものだと思っております。

白壁委員 今、富士山と世界遺産センターを比べてみたんだね。富士山と世界遺産センターを比べたら、富士山のほうが魅力的だから、富士山がクローズのときにはお客さんが減るんだよ。富士山より世界遺産センターがもっと魅力的であれば、逆に言うと、世界遺産センターを目指してきた人がついでに富士山に登るんだよね。そのくらいまでしていいと思う。だから、富士北麓、富士五湖近辺に来た、もしくは富士山を目指して来た人たちが、静岡県の世界遺産センターには行かずに山梨県の世界遺産センターに行く。ついでに、五湖観光したり、ついでに石和に泊まったり、ついでに富士山登ろうという、そのくらいまで魅力をつくりたいね。そうしたら二十数億円かけても決してそれが無駄金じゃない。でも、なかなか難しいね。

であれば、今の段階からすると、冬場の 12 月から 2 月の減少しているところを何とかしなければならぬ。でも、今言っているのが、翌年のことだよ。次期シーズンの通行券なんだ。今、富士山というのは、樹海台というところがある。その樹海台のところを今やっと少し直してくれた。地震の後 3 年ぐらい放っておいたんだけど。お金があるからやればいいんだけど、なかなかやってくれなかった。やっとここでできたんだね。もう 1 つは、あそこの樹海台が乗用車しか入らない。そこにバスが入るようになれば、さらにあそこのところへお客さんがふえる。

何を言わんかという、樹海台までは雪の量が少ない。12 月、2 月もしくはクローズの期間、あそこまであけることによってお客さんがふえる。これは

聞き流してくれればいいですよ、皆さんと関係ないから。これができると、一緒になって世界遺産センターと合わせてで集客ができると思う。これを皆さんに今それ言ってもしょうがないね。私たちの所管じゃありませんと言われればそのまんまの話だ。でも、1つの部だけでも1つの局だけでもなくて、そういう連携をお願いしながら集客を上げていくことと、さらに富士山より魅力のある施設につくり上げていくこと。それで、イベントもいろいろなものやってみる。やってだめだったら、次の年やらなければいいんだ。ということだね。これ、聞き流しておいて。1つはそこにある。

それともう1つ、今回現地調査でびっくりしたこと。無料にしたら、1日1,000人来たんだって。掛ける360だとか、すごい数になっちゃうよね。毎日無料であれば、1日1,000人入るんですって。なぜ無料にしないの？これは私たちのじゃなくて、財政？そうじゃない。これ、運営だよ。この点どう思います？

入倉世界遺産富士山課長 実際無料にすれば1,000人単位で誘客ができるのではないかと御質問でありますけれども、本センターにつきましては、開館して1年間もないということもありまして、当面は南館の展示の魅力の向上に努めていくとともに、指定管理者と一体になりまして施設の認知度の向上やPR活動を積極的に行って、まずは施設の利用の拡大に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

白壁委員

言にくいよね。言い切れないね。それによって極端なこと言うと2,000万円足りないんだもんね。逆に言うと、それで無料にすることによって、地域に対する経済波及効果というのはすばらしいものがあるんじゃないかな。何で無料にしないのかな。途中でお客さんが少なくなったら、今度無料にするなんてできないよね。最初から無料であれば、中には有料にするべきだという意見が出てもおかしくないんだけど、一旦有料にしてしまったら、償却が終わるとか、借金が終わるとか、どういう計算からあの値段がはじき出されたかわからないけれども、あれが30年50年という計算かどうかかわからないけれども、それが終わるまでは無料にはできないんだよね。でも、今のままいったら、宝の持ち腐れだよ。それはイベントをやってみるのだろうけれども、なかなか難しいでしょうね。

だから、そこに1つあるのは、たまたま無料化したら、今まで閑古鳥が鳴いていたところに1,000人押し寄せたんだよ。だから、無料化も選択肢の1つだということ。難しいね。皆さん答えられないよね。というと、あとは、部長がまさか、そうしようと言うわけにいかないけど。これから努力してもらえない、1つはね。もう1つは、そういうもので力を合わせながら、各部局と連携をとりながら。1つだけじゃだめだから。もう1つは、毎日無料とは言わないけれども、イベントの日を多くすることによって集客ができるかもしれない。できると思う。1,000人入るんだから。のべつまくなしにただにしろとは言わない。それが今度は子供たちの教育だとかいろいろなものに転化されていたり、地域の振興、経済的なもの、こういうものにあわせていけば、これは十分価値のあるものだと思う。最後に部長の御意見をお伺いして終わりたいと思います。

立川県民生活部長 ただいまの白壁委員の質問、御意見につきましては、センターの利用拡大をまさに目指すといった意味で、そういった点では、私も、それから指定管理者も含めた県全体として目指すところは一緒であると感じております。お話

にも出ましたけれども、センターとしては、信仰の対象、芸術の源泉としての顕著な普遍的価値を情報発信していくといったことがもともとの目的でできたわけでございますので、このコンセプトは十分中心に置きながらも、一方で観光振興の中心でもあるというコンセプトもございます。こういったことをしっかり踏まえた上で、委員御指摘のような、まずは施設の魅力向上、こういったことも努め、他部局、さらには富士吉田市が設置している施設もございます、また民間の施設、また私どもの施設の中にも富士山科学研究所もございますので、こういったところ、それから、他部局、他の市町村との連携もしっかりする中で、多くの人に訪れていただけるようなPRをさらに進めまして、このセンターの利用拡大をさらに推進してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

渡辺（淳）委員 私も山梨県立富士山世界遺産センターについて何点か質問させていただきます。質問の前に、今、白壁委員の質問、そして、部長の答弁にもありましたように、この施設は、世界文化遺産となった芸術の源泉、信仰の対象ということを通じて普及啓発していくことこそが南館をつくった意図だと承知しておりますので、やっぱり見ていただかないことにはその目的が果たしていけない。より多くの、地元のみならず、国内、国外も全ての方々に富士山の魅力を知っていただくためにも、ぜひ1度でも2度でも3度でも見ていただきたいと、そんなふうに私も思っております。この指定管理者が2年9カ月あるかと思えます。これが終了する次には、また先ほどの無料化といったような検討もぜひ念頭に置いて進めていただければと思います。

それでは、事前に提出した意見書の内容に沿って質問させていただきます。まず出資法人特別委員会の指定管理者のところの説明資料の44ページ、45ページにまたがるのですけれども、まず部局審査のときも質問させていただきましたけれども、今現在、収支結果が約2,200万円余のマイナスということになっておりまして、私としては今後が大変心配になる数字であります。

その中で、それと同時に、45ページにありますように、南館、そして、北館を合わせた来客数、来場者数の目標値が48万人、そして、平成28年度の実績として25万7,000人余という形になって、大分乖離しているという結果となっております。その中で、北館が30万人に対して約20万5,000人、南館が18万人に対して5万1,000人余ということになっております。部局審査のときもお伺いしたのですけれども、目標値と実績のこの差は一体どのようなお考えになっておられるのかまずお伺いいたします。

入倉世界遺産富士山課長 ただいま、目標と実績の乖離についてどのように考えるかという御質問でございます。現実離れをしておりますので、そのような目標値をそのままにしておくということは、施設の本来の機能を発揮させるといったことや、効率的な運営を図るといった観点から好ましいことではないと考えております。南館の入館目標でございますけれども、旧富士ビクターセンターの平成26年度の利用実績であります35万5000人余を参考にいたしまして、北館の目標を年間36万人と設定し、そのうち6割が南館に入館することを想定して算出いたしました。具体的には、平成28年度につきましては、6月開館ということもございまして、営業期間が約10カ月であるということをお考えいたしましたところでございます。

渡辺（淳）委員 北館はともかくとして、南館について質問を絞ってしようかと思えます。今、

答弁の中で、平成28年度が18万人、これは10カ月だったからということで、今現状だと、平成29年度、そして、最終年度になる平成30年度は21万人の目標値ということですが、この平成28年度を見る限りでは、目標達成は大変厳しい数字になってくると私は思います。課長の答弁の中の最初に、このまま放置するとは考えてないという話もありました。私もあまりに現実と乖離した目標を設定する、それに対して工夫や何かの施策を講じていくというのが、どうしても現実と理想との差があり過ぎて、有効な施策になっていないと、そのように思います。

その中で、意見書にもちょっと書かせていただいたのですが、今後、私はこの平成29年度、平成30年度の目標値は見直していったほうがいいと思うのですが、もう始まっているこの平成29年度、そして、その次の平成30年度はどのような目標値で行かれるつもりなのかお伺いいたします。

入倉世界遺産富士山課長 繰り返しになりますけれども、現在の目標値をそのままにしておくということは、施設の運営上好ましいことではないと考えております。今年度につきましては、このようなことから、昨年度の約10カ月の実績や指定管理者の収支の状況を勘案する中で、南館の目標値につきましては8万7,000人と設定したところであります。こうした目標を指定管理者とともに共有いたしまして、その達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

渡辺(淳)委員 平成29年度は8万7,000人を目標に頑張るという話でしたけれども、目標値を下げたから、それは多分本来からいえばよくない、好ましいことではないと思います。ただ、これだけ乖離があるという中でいたし方ない部分もあるかと思えます。そんな中でぜひ、安易な方法によるのではなく、より高みを目指して、教育旅行の誘致とか、北館の利用者の南館への誘導とか、またリピーターの増加とか、そういったものに全力で取り組んでいただきたいと思います。昨年度が10カ月で5万1,000人、平成29年度は12カ月あって8万7,000人、約2万人ぐらい増加させていかなければならないということで、これですら結構高い数値目標ではあると思うのですが、ぜひさまざまな工夫を凝らしていただいて、先ほど白壁委員がおっしゃられたように、きっと魅力があれば来てくださる方もふえていくと思いますので、常設展の見直しとか、イベントのさらなる開催とか、そういったことを念頭に積極的な施策を打って、指定管理者と相談しながら、よりよい施設になるようにしていきたいと思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。私が一般質問等でこの富士山世界遺産センターを取り上げさせていただくときに、ハード面ではなくて、ソフト面こそ大事になってくるといような質問を以前させていただきました。そのような中で、ソフト面の最たるものとして、企画展があるかと思えます。その企画展は、平成28年度はどういったコンセプトで開催して、年何回行って、どんなものだったのかの内容についてまずお伺いいたします。

入倉世界遺産富士山課長 平成28年度の企画展の内容でございますけれども、2回開催をいたしました。開館の平成28年6月22日から8月22日の2カ月間、それと、平成29年1月、2月の2カ月間でございます。最初の開館のときの企画展につきましては、江戸時代の富士講の行衣や金剛杖などを展示します、タイトルが「世界遺産 富士山 祈りの世界の山開き」と題しました企画展でございます。また、冬の1月、2月の企画展につきましては、鎌倉街道沿いの遺跡で発掘されました出土品や巡礼路の地図などを展示する、タイトルといたしまし

で「探訪 富士山巡礼路」という名前の企画展を開催したところでございます。

渡辺（淳）委員 先日現地調査に行ったときも、平成 29 年度の企画展が、富嶽三十六景だったと思うのですが、見させていただきました。率直な感想としては、リピーターの方に対しての企画展だとすれば、若干物足りなさを感じてしまう。それはスペース的な問題もあるのかもしれないですが、やはり入館者数の増加を目指すに当たっては、そもそも新規のお客さんをふやしていくことも大変大切だと思うのですが、地元を中心とした、リピーターの方も、そして、富士山に対してより興味を持っていただく方に対して発信していくことも、南館については大変大切になってくるかと思えます。

そこで、ぜひとも企画展を充実させていただいて、国内外に富士山世界遺産センターで行われている研究成果等の発表も含めて発信していただきたい。そのためにも、一般質問でも言わせていただきましたけれども、富士吉田市の富士山ミュージアムとか、県の持っている富士山科学研究所等と共同研究した内容を発表するとか、あるいは富士山科学研究所の自然についての企画展を、信仰と絡めながらですが、そういったことをぜひとも企画展で発表してもらって、ほかの県の施設である美術館だとか文学館だとか博物館は結構オープニングセレモニーとか大々的にやってらっしゃって、また我々も招待をされるお手紙が来るんですけれども、そういった形でそういった大きな企画展をやっていただいて発信していただきたいと思うのですが、その点について最後に御所見をお伺いいたします。

入倉世界遺産富士山課長 昨年のもを含めまして、企画展につきましては、常設展示で紹介し切れない世界遺産富士山の内容を大きくクローズアップすることをコンセプトとして企画をしているところでございます。今後、企画展の実施に当たりましては、信仰や芸術、歴史や地理、また、おっしゃられた自然や災害、また保全活動の最新の成果を紹介していくということと同時に、実物の展示にとられない、映像やグラフィックなどの資料情報を活用するなどして、わかりやすい展示の企画展を目指していきたいと考えております。また、こうした企画展を通じまして、調査研究や保全活動の最新の成果を国の内外から訪れた来館者に紹介をするとともに、常設展示のマンネリ化を避けて、また、他の施設との連携も深めながら、リピーターの確保など入館者の増加につなげていきたいと考えております。

小越委員 渡辺委員からも質問がありましたけれども、説明資料の 45 ページのところ目標値の設定というところを書いてありまして、この意味がわからないので、まずお聞きします。北館は旧ビジターセンターの利用者数をもとに 30 万人に設定と。次に南館ですが、類似する他県の世界遺産関連施設の入館状況を参考に、北館の 6 割に当たる 18 万人に設定と書いてあります。そこで伺いますが、類似する他県の世界遺産関連施設の入館状況を参考というのは、どこの世界遺産センターの関連施設を参考にして、そこはどのような状況だったのか、それで、なぜそこに 6 割という数字が出てくるのでしょうか。この根拠を出してください。

入倉世界遺産富士山課長 ただいまの御質問でございますけれども、まず類似する他県の世界遺産関連施設の入館状況につきましては、島根県の石見銀山世界遺産センターの平成 25 年度の利用実績を参考にいたしました。全国には本県の富士山世界遺産センターを除きますと 7 つの世界遺産センターがございますが、無料施設

と有料施設の双方を有しておりますのは石見銀山世界遺産センターだけでございます。他の 6 つの施設は無料の施設でございます。平成 25 年度における石見銀山世界遺産センターの有料利用者の割合が全体の 54.3%ということがありましたので、これを参考にいたしまして、無料の北館の入館者の目標であります 36 万人の 6 割が南館に入館するということを想定いたしまして、南館の平成 28 年度の入館者の目標値を設定したところでございます。

小越委員

ということは、全国にある世界遺産センターで無料と有料のところは島根県の石見銀山だと。そこをモデルにしてこの数字を出したというのですけれども、石見銀山、平成 25 年、そのちょっと前ですけれども、開館したときに比べて今は少なくなっていると思うのですけれども、石見銀山でも無料と有料の施設があると。そこは 18 万人来ている。しかし、山梨県も無料と有料の施設がある。だけど、これしか来なかった。石見銀山と山梨県の場合はどこが違ってこういう結果になったとお考えでしょうか。

入倉世界遺産富士山課長 ただいまの御質問でございますけれども、平成 25 年度の石見銀山の有料の施設の入館者数が 18 万人ということではございませんで、平成 25 年度の石見銀山の有料部分の入館者数は 5 万 9,000 人余でございます。無料に来た来訪者が有料館に来る割合が、石見銀山世界遺産センターでは 54%で、富士山世界遺産センターはそれに及ばなかったということでございます。富士山世界遺産センターの無料の北館につきましては、トイレ休憩や短時間の滞在が目的であります来訪者を有料の南館に誘導するということはなかなか難しい、容易ではないということがこの 1 年間の運営から明らかになってきたところでございます。一方、石見銀山世界遺産センターにつきましては、直接、有料である展示等を目的とする来訪者が比較的多いためではないかと、そのように考えているところでございます。

小越委員

ということは、石見銀山をモデルにして考えたけれども、石見銀山の世界遺産センターは、その世界遺産センターを目的に、見るために行っていると。しかし、富士山、山梨県の場合は、トイレに行くために行き、ついでに、そこにあつたからどっちか入ろうかとなっていると。となりますと、世界遺産センターを目的に来るといってお客さんが少ないということになってしまうんですね。石見銀山の場合は、世界遺産だから見に行こうと。だから、この世界遺産センターに行ってみたいとなるんだけど、富士山の場合は、そうじゃなくて、そこに世界遺産センターがたまたまあつたから見ていこうかどうかということと、世界遺産センターを目的に見に来るといの方が非常に少ないんだということとを今、課長が答弁したと私は思っているんです。それで、今もほかの方からも御意見がありましたけれども、この 2,000 万円のマイナスのことは心配と同時に、芸術の源泉と信仰の対象である富士山をどういうものかということとを広く全国の方、海外の方、県民の方に知っていただくのがこの世界遺産センターの目的だと私は思うんです。

もちろんマイナス 2,000 万円のことも困るんですけれども、この 49 ページのところに管理体制があります。指定管理業者の方、この前もお伺いして、頑張ってもらってるなどは私は思いました。ですけれども、この人員体制を見ますと、例えば売店の方、カフェの方、ライブラリー、ツアーデスクの方を含めましても 15 人。これからどうやったら、石見銀山のようにですけれども、世界遺産センターのために来てくれる人をどうつくっていくのかと考える方々は非常に少ないと思うんです。このインフォメーションの方とか、エントランス

マネジャーの方とか、カフェや売店の方も含めて話をしているのかわかりませんけれども、この体制で次の事業方針をどうやって考えていくのでしょうか。あまりに手薄ではないかと。もっといろんな方が集まってくるとか、出資法人であれば評議員会とかありますけれども、いろいろな方々がどうしたらこの施設にこの目的のために来てくれるのかをどういうふうに人間的に集めたり、いろいろサジェスションいただいたりしている、そういう組織というのはどうなっているのでしょうか。

入倉世界遺産富士山課長 ただいま世界遺産センターの経営とか運営についてどういう形で方針を決めているのかという御質問でございます。指定管理者と県の世界遺産富士山課を含めまして、また世界遺産センターの職員を含めまして、現場スタッフや指定管理者の構成企業の役員と、世界遺産センターの職員、また当課の職員が出席する会議を月に 1 回開催をしています。その会議では、指定管理者から前月の実績や今後の取り組み方針について、また運営上の課題等について密に情報共有して、どういうふうに対応していくかということにつきまして協議を行っていております。当課と世界遺産センターと、また指定管理者と一緒に、魅力のある、有料の南館に多くの人に来ていただくにはどうしたらいいかということをお話しておるところでございます。

小越委員 それで、どうしたら南館に来ていただけるのかと考えていくという中では、南館のアンケート 333 人、これも少な過ぎると私は思うのですが、南館、北館もアンケートをされております。このアンケートをどのように分析するかというのが大事だと思います。このアンケートの分析のことについてお伺いしたいと思います。ざっとですけれども、アンケート分析からどのようなことがわかったとお考えか、わかったことをまずお話しください。

入倉世界遺産富士山課長 利用者アンケートの結果からどういう分析をしているのかという御質問でございます。資料の 47 ページでございます。利用者アンケートの結果ですけれども、全項目で「満足」、また「どちらかといえば満足」を合わせた割合が 90% を超えておまして、多くの方に満足していただいていると考えております。

一方で、施設の設備や展示品の充実度に関しまして、「どちらかといえば不満」という回答の割合が 2.9% ございます。理由として、展示内容が難しいなどがありまして、これに対しましては、ガイドスタッフの能力の向上に努めるというもののほか、展示内容をイラストつきでわかりやすくあらわしたガイドマップを作成・配布をしているところでございます。

また、再度来館したいかという項目に対しましては、「そうは思わない」という回答が 4.9% ございます。その理由として、1 度来れば十分というものがございまして、これに対しましては、先ほど話に出ましたように、企画展の充実を図るほか、利用者や指定管理者や地元関係者の御意見を伺う中で、展示をはじめ施設全体の魅力が向上していけるように検討していきたいと考えております。

小越委員 そうじゃなくて、このアンケートのところに、50 ページに書いてありますよね。50 ページ、52 ページのところに、どこから来たんですかと。県内からなのか、県外からなのか、日帰りなのか、1 泊なのか、どうやって来たのか、インターネットでわかったのか、どこを目的に来たのか、富士山の学習のために来たのか、たまたまトイレに来たのかという、このところの分析を知りたいのです。ここを分析しなかったら、どういうところから何のために来ている

のかわからないではないですか。ここの分析どう考えていますか。

杉山委員長 執行部に申し上げます。説明は簡潔にお願いをいたします。

入倉世界遺産富士山課長 PR 活動していく中で、どういう情報源によってこの施設のことを知ったかというものにつきましては、最も多いのが、旅行会社であることが 20%、また、パンフレットやホームページからこの施設のことを知ったというような、施設の情報源なんかにつきましては、そのような分析に応じて誘客の営業等をしているところがございます。

小越委員 来館の目的のここはどういうふうに分析していますか。富士山の学習のために来たのか、観光情報を得るために来たのか、売店なのか、トイレなのか、ここはどういうふうに数字が出ていますか。

入倉世界遺産富士山課長 アンケートの結果につきましては、今細かい数字が手元にございませので、またこちらから御提供させていただきたいと思えます。

小越委員 意見書にアンケートの分析から何がわかったかとある。このアンケートですよ。このアンケートが 300 件しかないけれども、どこから来たのか、海外なのか、県内なのか、どういう目的で来たのか、どうやって知ったのか、ここがわからなかったら、次どうやって手を打つかわからないではないですか。では、旅行会社が一番来るなら、旅行会社にターゲットをかけるのか、いや、インターネット、今、SNSとかインスタグラムがありますよね、そこをもっとやるのか、いや、テレビにいっぱい出してもらうのか。県内じゃなくて県外からどのくらい来ているのか、年齢はどうなのか、何のために、富士山の帰りに、登った後に寄ったのか、河口湖観光のときに寄ったのか、富士山世界遺産センターだけのために来たのか、その分析がなかったら、次どうやったら集客できるのか、何が求められているのかわからないではないですか。

このアンケートしている意味がないですよ、これでは。どうやってこのアンケートを使うのか、どうやったらこの世界遺産のことを皆さんにわかってもらって来てもらうようにするのか。そのことをこの指定管理の業者の方と担当者なりがやらなかったら、そんなのまた同じことですよ。こんなアンケート答えた人は、つまらなかったなんて多分書かなくて、よかったとまず書くに決まっているんですよ。だけど、どこから来たのか、じゃ、次どうしたらここにもっと来てくれるのかということを考える手段を考えなければだめだと思うんです、アンケートの分析って。そののところわかりますか。

入倉世界遺産富士山課長 先ほどは大変失礼いたしました。大きな 1 つのテーマとして、来館の目的でございますけれども、南館でございますが、最も多いのが富士山の学習だということでございます。富士山学習を目的として来ているという結果ですので、やはり学習という面を重点的にまた改善をしていくということを考えております。

小越委員 ぜひここに書いてある、県内、県外、こんなクロス集計をしたり。まあ、300 件ばかりではこの数が少な過ぎるからもっととらなければわからないのですけれども。それから、旅行会社の方々にこの世界遺産センターにどのくらい寄るのか、それから、ここをカットする、行かないのはなぜなのかということをしかりつぶさにアンケートをとって、数を含めて、声も含めてとらない

と。これでは次の手が打てないですよ。本当にやる気があるのかと私、本当に今思いました。

最後に、隣の静岡県でも世界遺産センターが始まりますよね。今年の 12 月ごろ開館すると聞いています。世界遺産富士山は山梨県だけじゃなく静岡を含めて日本の世界遺産ですけども、静岡と山梨とどのように連携していくのか、そういうことを何か考えたことはありますか。

入倉世界遺産富士山課長 今度オープンする静岡県の世界遺産センターとの連携でございます。オープン前から静岡県とは、世界遺産富士山の巡礼路につきまして調査研究を共同実施してきたところであります。静岡県のセンター開館後は、企画展やシンポジウムの共同開催や、公開講座などにおける講師を相互派遣するなど、連携を深めていきたいと考えております。

小越委員 連携を深めると同時に、芸術の源泉ということは、コンセプトは同じだと思っうんです。その中で、静岡ばかり行ってもらっては困るし、山梨にも来てもらいたいのですけども、山梨ならではのセンター、山梨の世界遺産センターの魅力、山梨だから静岡と違うんだということも含めて、その差別化、区別化、個別化、そこはどのように考えていこうとしているのか最後にお伺いします。

入倉世界遺産富士山課長 山梨県の独自性でございますけれども、特に山梨県は、世界遺産センターを中心に、総合学術調査研究という、ユネスコからも指摘をされました巡礼路の関係を静岡より早くから取り組んでおって、文化的な側面につきましてはかなり特徴のある研究をしているところでございますので、静岡県開館後は、そのあたりの文化的な側面、富士講を含めた文化的な側面の山梨の知見を静岡県と共有してまいりたいと考えております。

#### （山梨県小瀬スポーツ公園について）

清水副委員長 山梨県には、産業と言われるものが幾つもありまして、ジュエリー産業とか、観光産業とか、木材産業。私はスポーツもまさに産業の 1 つ、スポーツ産業という位置づけにあると思うんですね。こうしたスポーツ産業を活性化させるというためにも、小瀬スポーツ公園の業務というのはすごい重要だなと思っています。それで、その活性化をさせるための企画業務ですね。利用者のサービス向上をどうやるかとか、採算性をどうやって向上させるかとか、あるいは満足度をどうやって向上させるかとか、新しさの創出をどうやってつくっていくかとか、そういった企画業務というのは誰がどのような手段で行っているのかお尋ねいたします。

丸山都市計画課長 事業の企画・立案につきましては、県は、前年度の 8 月から指定管理者と事業に関する協議を開始しまして、指定事業につきましては、県の意向が反映されるよう検討、指導するとともに、指定管理者から提案のございました自主事業を精査した上で、前年度の 1 月に指定管理者から提出された事業計画書を承認しているところでございます。

清水副委員長 この間陸上があって、バトンの受け渡しの 0.何秒だけで順位が変わるとか、ああいうことだって日進月歩、毎日毎日いろいろな研究がされて、スポーツそのものがレベルアップしていつている。ですから、こういう企画業務だって全

くそれと同じでないとやっぱり活性化ができないと思うんですね。そういった意味でこれからいろいろな視点から業務推進をお願いしたいなと思います。

それともう 1 点、小瀬スポーツ公園では多種多様なスポーツをやっているのですけれども、その施設を運営するための、例えば芝の管理は何かという資格とかがあると思います。そういった資格とか技能がどういうものがあって、それは今何名で推進されているのかお尋ねいたします。

丸山都市計画課長 小瀬スポーツ公園を維持管理するというので、そのための資格・技能については、制度的に義務づけられているものとしたしまして、プールの安全衛生管理を行う者といたしましてプール衛生管理者が 7 名、シャワー等の給湯設備を運用する者といたしましてボイラー技士 2 級を持っている者が 2 名、電気設備を管理する者として第二種電気主任技術者が 1 名、重油やガソリン等を貯蔵するための取り扱い者として危険物取扱者の丙種が 1 名が小瀬の専任で従事しております。

小越委員 小瀬スポーツ公園の各施設の利用人数をこの前お伺いしましたけれども、今度は各利用施設の収入と支出について、それぞれお幾らずつになっているのかお示してください。

丸山都市計画課長 平成 28 年度の主な利用施設の収入でございます。陸上競技場が 1,450 万円余でございます。野球場が 510 万円余、体育館が 1,710 万円余、武道館が、トレーニング室を含みますが、5,440 万円余、アイスアリーナが 3,950 万円余となっております。支出につきましては、共通経費が多いため、施設ごとに分割するのは難しく、施設ごとに示すことはできません。

小越委員 以前、山梨中銀スタジアムでヴァンフォーレが行われる試合の経費についてお伺いしましたところ、経費が出ているんですね。ヴァンフォーレ甲府の試合に要する経費は、平成 27 年の実績だと全部で 608 万円と出ています。電気料が 82 万円、水道料 96 万円、芝管理 148 万円と出ているわけです。まとめてやっているからわからないといっても、どこが一番お金がかかっているのか、どういうところにお金がかかるから、ここを削らなきゃならない、いや、もっとここをやるべきだって出ると思うんです。支出のところ、わからないわけではないと思うのですけれども、いかがですか。

丸山都市計画課長 先ほど申しましたが、人件費等が共通経費ということでございまして分割できないので、それについては、各施設ごとに出すことができないということで、施設ごとの支出というのは出すことができないということでございます。

小越委員 では、人件費を除けば維持管理費というのはわかるのですか。人件費を除いて、維持管理がわかるのであれば、それを示してください。

丸山都市計画課長 最新のデータはないのですが、共通経費等を除いたものにつきましては、平成 27 年度のデータでございますけれども、電気料が 80 万円余……。

小越委員 どこが？

丸山都市計画課長 ヴァンフォーレの関係です。今、施設ごとについては資料がございませんので、それにつきましては、また調査いたしまして提出したいと思います。

小越委員 先日部局審査でお伺いしたときに、施設利用料のうち、アマチュア料金とプロ料金の内訳をお伺いしましたところ、施設利用料 1 億 5,000 万円のうち、アマチュアが 1 億 4,000 万円、プロが 668 万円とありました。このプロ料金というのはヴァンフォーレ甲府の料金だと思ってよろしいでしょうか。別でしょうか。

丸山都市計画課長 そのうち、ヴァンフォーレ甲府の使用料が約 550 万円でございます。

小越委員 例えばヴァンフォーレ甲府は今、アマチュア料金をとっているのですけれども、入場料の 5%。それからいろいろな施設整備もアマチュアの 2 倍とりますとすると、それをプロ料金を払っていただいたとすると幾らの収入がふえるのでしょうか。

丸山都市計画課長 ヲァンフォーレ甲府につきましては、条例に基づいて減免をしております。平成 28 年度実績で減免がなかったといたしますと、陸上競技場の施設及び設備の使用料につきましては 2,200 万円余でございます。

小越委員 2,200 万円の収入があるべきところを 550 万円しか入っていないということですよ。そうしますと、この指定管理の中の収入、利用料ですよ、収入合計のところも、今後のヴァンフォーレ甲府がプロ料金を払っていただくと大幅に変わると思います。是非ともプロ料金にするようにしていかないと。それであれば収入のこともかなりふえますので、そこをぜひ検討していただきたいと思ひます。

次に、陸上競技場一種を取っていると聞いております。山梨の中では、小瀬の中銀スタジアムしか一種がないと聞いているんですけれども、一種の公認維持のためにどのような経費やどのような支出が必要なんでしょうか。

丸山都市計画課長 第一種公認陸上競技場を維持するために、5 年に 1 度日本陸上競技連盟の認定を受ける必要がございます。認定を受けるためには、トラックレーンの舗装などの施設修繕や、規定に沿った用具の購入や修繕、それと、公認の検定に必要な検定料などが必要となります。直近の平成 25 年度の検定の際には、施設修繕に 2,700 万円余、用具の購入・修繕に 120 万円余、公認の検定料に 59 万円余の合計 2,900 万円余の経費がかかっております。また、公認の要件を満たさなくなった場合については公認の取り消しとなってしまうため、検定を受ける年に限らず、日常的に小規模な修繕を行っております。

小越委員 ということは、一種公認を維持していくために、そのときは大体 3,000 万円ぐらいかかると思ひますけれども、そのお金は県、それとも、指定管理者、体育協会が払っているのか。これはどれが払っているのですか。

丸山都市計画課長 県が出しております。

小越委員 一種の公認を維持するためには改修もしていかなければいけないというお話がありました。改修・更新が必要な施設の対応と今後の見通しについてお伺いするのですけれども、今年たしか中銀スタジアムのスタンドの補修をしていますよね、陸上のところも。それで、来年、再来年もかけて 3 億円と聞いているのですけれども、今後改修・更新が必要な施設の順番とか、今後の見通しをお

聞かせください。

丸山都市計画課長 改修・更新につきましては、平成 26 年度に策定しました山梨県都市公園長寿命化計画に基づきまして老朽化等に対応しております。今後の見通しといたしましては、今年度につきましては、野球場や陸上競技場の外壁改修等を行いまして、平成 30 年度以降につきましては、主なものといたしまして、引き続き、陸上競技場の外壁の改修工事や体育館の床の改修等を予定しております。

小越委員 平成 30 年度に向けて陸上競技場の外壁と体育館のというくらいで、あとは、プールとか野球場とかそういうのは更新や改修の方向はないんですね、今の話ですと。たしか、野球場もあつたような気がしたんですけども。それって、そこまでが平成 30 年度ですか。

丸山都市計画課長 野球場は今年度一応終わります、平成 31 年度以降も引き続き、これまで長寿命化の工事をしていないものにつきまして、プールとか、順次対応していく予定でございます。

小越委員 かなり更新や改修が必要になってくる。まあ、知事も言っていましたし、プールのこともありますし、国体を誘致するのであれば、そこがかかってくるのかなと思っております。

次に、職員の労働条件のことでお伺いします。この 291 ページを見ますと、管理体制のところ、先ほどプールの衛生とかボイラーの方の話がありましたけれども、例えば、平日、休日のときに、野球場も、それから、中銀スタジアムも、プールも、体育館も、みんな一緒に試合をしたりとか会場を使っているときに、この体制で、臨時職員 24 人いますけれども、例えば体育館のところとか、それから、外のプールとか、この人数でちゃんと管理や監督ができるのか心配なんです。何人ぐらいを、例えば体育館には常時 2 人とか 3 人とかって配置しているのですか。これで足りるのでしょうか。

丸山都市計画課長 各施設の管理につきましては、今ある 45 名の体制をもちまして適正に人数配置して管理しているということでございます。

小越委員 例えば年中無休ですから、そして 7 時とか 8 時から朝早くから試合がありますと、8 時のあく前から職員は来ているわけですよ。例えばヴァンフォーレ甲府は遅くまでやるとなると、ずっとそこがにいるわけです。そうしますと、例えば朝の 7 時から夜の 9 時や 10 時まで勤務するというような、そういう状況になっていることはないんですね。そういうことはあるのですか。

丸山都市計画課長 職員の勤務につきましては、労働基準法等の関係法令に基づきまして適正に管理しておりますので、そういうことはないと思います。

小越委員 ぜひそこを確認していただきたいと思います。この人数で年中無休で朝から夜までやっている。そして、5 つも 6 つも同じ施設を管理しなきゃだめ。誰もいないというわけにいきませんからね。指定管理の体協の職員の人々が体育館に誰もいなくて、みんな違うところにいたというわけにいかないと思いますので、そこはちゃんと確認をしてもらいたいと思います。

それと、先ほど青少年協会でもお聞きしましたけれども、この臨時職員のほう 24 人いらっしゃいます。非正規で 5 年を超えた場合に無期雇用にできるとい

うように法律が改正されますけれども、体協のこの臨時職員 24 人の方は、5 年を超えると、本人が申し出た場合は無期雇用になるというように、これに適用されるのでしょうか。

丸山都市計画課長 指定管理者である山梨県体育協会については適用されるということでございます。

小越委員 ということは、今この 24 人の方は、5 年を超えて無期雇用にしたいというように周知、お知らせをしているのでしょうか。どうでしょうか。

丸山都市計画課長 周知については私のほうでは把握してございませんけれども、無期限雇用ということに関しましては、現時点で体協からは対応方針について検討中ということ聞いております。

小越委員 私、意見書に出しましたのでね。5 年を超える前に、例えば 4 年 6 カ月とかで雇いどめをして更新しないとかないようにしてもらいたいです。本人が申し出れば、正規職員じゃないのは困りますけれども、有期雇用が無期雇用になると法律が改正されましたので、それを、ここは体協の話だから知らないじゃなくて、指定管理ですから、この方々に体協さんを通じて、こういうことがあるけれども、周知徹底をぜひしてもらいたいです。もしくは、正規職員にしないと、この人数で今のこの施設の管理ができるのか非常に不安です。

最後に、担当課との定期協議のことについてお伺いしたいです。ちょっとわからないのですが、小瀬スポーツ公園は県土整備部ですよね。だけど、緑が丘は教育委員会。この指定管理のところも、中は教育委員会的なこともあるのですが、担当課との協議というのはどのように行われているのか。小瀬スポーツ公園に限っては県土整備部なんですか。教育委員会との関係とかは、定期的に協議の中に入っているのでしょうか。

丸山都市計画課長 小瀬スポーツ公園につきましては、県土整備部で対応しております。

#### （山梨県緑が丘スポーツ公園について）

永井委員 説明資料 434 ページの部分になります。緑が丘スポーツ公園の利用者数の増加の部分にポイントを絞って質問したいと思います。この中で 2 番目の 4 の部分に利用実績が 5 年分書かれております。微増、微減を繰り返して、平成 28 年度は国体の関東ブロック大会なんかが行われた関係で大きな利用増となっているのですが、当然、指定管理施設ですので、利用増を目指すようなことをいろいろとやっていかなきゃいけない。これはこの施設に限らずですが、やっていかなきゃいけないという中で、微増、微減を繰り返しているのですが、利用人数をふやすような努力というのはどのようなことをされているのかまず伺います。

前島スポーツ健康課長 緑が丘スポーツ公園では、施設の予約にキャンセルが発生したような場合、ホームページへの予約状況を掲載いたします。そのほか、過去の利用状況から、利用が予想される定期利用者に電話等でキャンセルが発生したことを連絡する、また、その情報を事務室の前のホールに表示するなど、利用促進に努めております。また、スポーツクラブと連携いたしまして、幼児・小学生を対象といたしました水泳教室、新体操教室、また、一般県民を対象としました

ヨガ教室などを開催するなど、県民がスポーツをする機会の拡充を図り、利用者人数の増加に努めております。

永井委員 民間と協力しているいろいろとやるというのは非常にいいことだと思います。水泳とか体操とかヨガ教室、まだ探っていけばたくさんあると思うので、さらにその辺も探りながら、利用者増を目指していただきたいと思います。

それで、1つ、私が承知している部分の中で、今現在、体育館の利用時間が22時まで、裏の屋内プールの利用時間が21時30分までとなっています。たしか条例では、この利用時間の上限が体育館が21時までで、プールが20時半までとなっていると思いますけれども、この部分が問題ないのかどうか伺います。

前島スポーツ健康課長 施設の利用時間につきましては、山梨県都市公園条例及び指定管理者の選定手続要項におきまして、指定管理者が利用者サービスを向上するため、教育委員会の承認を受ければ利用時間を変更することができることとなっております。緑が丘スポーツ公園におきましては、指定管理者が平日の体育館及び屋内プールの利用時間を1時間延長するよう教育委員会に提案し、それが承認されておりますので、問題はございません。

永井委員 そういう協議の中で利用時間が延びているということで、まだまだプール等以外にも、弓道場とかいろいろな施設がありますので、ぜひ必要に応じてそういった利用時間の話し合いを定期的に行って、また教育委員会のほうで話し合いをして、またサービス向上に努めていただきたいと思います。

こういういろいろなサービス向上を行っているということなのですが、この利用者サービスの向上のために行っているこのほかのことを何か具体的にあったら教えてください。

前島スポーツ健康課長 先ほど説明させていただいたとおり、県民の皆様の運動の参加の提供を目的といたしまして、体育館、プールの利用時間を延長しております。さらに、今お話があったように、洋弓場につきましても、体育館と同様、平日は午後10時まで、土日は午後9時まで利用できるようにしております。また、条例では、柔道場、剣道場、弓道場につきましては、午前、午後といった料金設定がございませんが、施設をより利用しやすいよう、1時間当たりの利用料金も新たに設定しております。さらに、バドミントン・卓球ラケットなどのスポーツ用具の貸し出し、あとは、体育館に冷水機2台を設置するなど、利用者サービスの向上に取り組んでおります。

永井委員 私も実は地元で、この近所で、施設も利用させていただいている1人ですが、施設も徐々に老朽化してくる中で、本当にさまざまなサービス向上のための具体的な施策をしていただいていると思います。引き続き、ぜひまた利用者の声なども聞きながら、さらなる利用者サービス向上につなげていていただきたいと思います。

清水副委員長 緑が丘といえば、私が若いころは山梨県を牽引するスポーツのメッカで、緑が丘って結構すごいステータスが高かったのですが、今はどちらかというと、動の小瀬、静の緑が丘と、そんな雰囲気は今、私自身は感じていて、果たして全体の利用者がどんな推移をしているのかなというのがすごい気になっています。その全体の利用者率はどんな推移になっているか、まずお尋ねいた

します。

前島スポーツ健康課長 利用者につきましては、平成 24 年度が 18 万 3,000 人、平成 25 年度は 18 万 1,000 人、平成 26 年度は 19 万 3,000 人、平成 27 年度は 18 万 5,000 人、平成 28 年度は 20 万 8,000 人となっております。平成 28 年度につきましては、関東大会の開催などによりまして 20 万人を超えておりますが、利用者はおおむね 18 万から 19 万人前後で推移しております。

清水副委員長 下降していたら心配だなと思ったのですが、今のお話だと横ばいか、いろいろなイベントによっては上がっているということで、ひとつ安心しました。その利用者数の中身、年齢構成別に、何歳代ぐらいの人がどのくらい使っているとかそういうデータを御説明いただけますか。

前島スポーツ健康課長 年齢構成別の利用者数につきましては、まず平成 28 年度の場合でございますが、先ほど御説明をした利用者 20 万 8,000 人のうち、一般大学生が 9 万 4,000 人、45% を占めております。高校生が 6 万 2,000 人で約 30%、中学生以下が 5 万 1,000 人で 25% となっております。なお、利用者の構成につきましては、平成 24 年度以降ほぼ同様な構成となっております。

#### （山梨県立八ヶ岳スケートセンターについて）

大柴委員 前回の部局審査のときもお聞きをしたのですが、今後の施設のあり方を検討すると言われております。平成 24 年度に設定いたしました八ヶ岳スケートセンターの今後の在り方に関する方針で、存続条件であります年間の利用者目標 1 万 8,080 人対し、この年度は 1 万 8,390 人の利用がありまして、目標達成率が 101.7% であって、目標人数を 310 人上回ったと、この目標の達成状況にも書いてあるわけです。目標人数を達成したわけですから、今後もこのスケートセンターは私は存続すべきであると考えておりますけれども、その辺のところを県はどのように考えているのですか。

前島スポーツ健康課長 平成 28 年度の利用者数につきましては、1 万 8,390 人と目標を達成しております。目標を設定したのが平成 24 年ということでございますので、それから 5 年が経過しております。このため、現時点において今後のスケート競技人口や利用者数の見込みなどを調査・分析した上で、来年 1 月を目途に施設のあり方に関する方針を決定してまいりたいと考えております。

大柴委員 今の説明、よくわかるにはわかりますけれども、そのとき決めたわけですよ、目標をこのくらいクリアすればいいと。それにもかかわらず、この八ヶ岳スケートセンターのあり方の方針をもう 1 回検討するということは、この施設の廃止を前提として考えているとしか私としては受け取れないのですけれども、その辺はいかがですか。

前島スポーツ健康課長 あり方についての検討は、まず庁内検討委員会におきまして、今後の利用者見込みを調査・分析し、あり方に関する考え方を取りまとめます。その上で、地元、競技団体などと協議してまいります。このような検討を経て、施設のあり方を決定してまいりますので、廃止を前提としているわけではございません。

大柴委員 今、庁内検討委員会と言いましたけれども、どういうメンバーを予定しているのか。そしてまた、先ほど、地域の人たちにも意見を聞いてくれるということで、その人たちはどのようなメンバーを想定しているのかお聞かせください。

前島スポーツ健康課長 庁内の委員会につきましては、県教育委員会の教育次長、総務課長、スポーツ健康課長、財産管理課長などの構成を予定しております。また、協議を行う地元や競技団体につきましては、北杜市、北杜市の体育協会、県スケート連盟、峡北地区スケート連盟、県小中学校体育連盟、県高等学校体育連盟などを予定しております。

大柴委員 このスケートセンターをより理解をしている人たちというか、その施設をよくわかっている人たちにしっかり聞いていただきたいと思いますので、その辺をくまなく対応していただきたいなと思います。

私が考えていますこのハヶ岳のスケートセンターというのは、今までもオリンピック選手、国体選手、県でいえば、冬の国体等の点数を取った本当に多くの人たちがいるわけございまして、やっぱりこれは伝統あってこういうことが生まれてくると私は思っています。そしてまた現在も、スポーツ少年団、そしてまた、部活動、地元小中学生が練習の拠点としてここを本当に利用価値が高い施設として使っているわけです。ですから、県はそのようなところも教育の観点から考えていただいて、どのように考えているのか教えていただきたいと思います。

前島スポーツ健康課長 平成 28 年度には、小中学生 81 人がシーズン券を購入して練習などを行っております。その延べの練習回数は 3,228 回でございます。また、小中学校のスケート教室としても利用がございまして、北杜市内など 14 校 24 教室で 2,040 人の小中学生が利用をしております。これらに 1 日の滑走料金の普通利用や土曜の無料利用などを加えますと、年間 1 万 1,070 人の小中学生が利用しております。これは年間の総利用者数 1 万 8,390 人の 60% を占めております。こうしたことから、本施設は、子供のスポーツをする機会の充実や体力の向上に貢献するとともに、教育的な活動も行われているということから、今年開催をいたします検討委員会では、施設が担っている役割も踏まえて今後のあり方を検討してまいりたいと考えております。

大柴委員 今課長が言うように、やはり教育的な立場から考えていただくということ。やっぱり富士吉田のほうに 1 つあって、一番こっち側のほうにもう 1 つある。これがしっかりあってバランスよく、競技もライバル心を持って切磋琢磨して向上していくんだと私は思っていますから、ぜひそういうところも考えていただきたい。そしてまた、このパンフレットも一生懸命配っていただいて、これもやっぱり競技者の増にもつながったり、施設の利用者の増につながっていると思うんです。ですから、こればかりではなく、また今度は県も夏のときの利用も少し考えていただきたいということも 1 つ改めてお願いします。

1 つここで私、教えていただきたいのは、65 歳以上の方と障害者手帳をお持ちの方は無料と書いてあるんですけども、障害者の方はよくわかります。そして、先ほどの教育的観点から考えた場合に、65 歳以上が無料というのではなくて、それだったら小学生が無料のほうが私はいいいのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

前島スポーツ健康課長 小学生を全て無料にするということでございますけれども、施設の運営ということを考えますと、かなり利用している年齢層ということもございまして、またそれも財源等を考えながら検討をしてみたいと思っております。

大柴委員 今の時代、65歳以上が一番金持ちなんですよ。ですから、そういう人たちはある程度お金をとっていただいて。それとも逆に、お孫さん連れてきた65歳以上は無料にするのだったらまだ私はわかるのですが、そういうことも考えて、その辺もこれを考えていただけるとありがたいと思います。

最後に、やはり設置の目的。先ほども言われていましたけれども、スケートの普及振興を図って、もって県民の心身の健全な発達に寄与するためということと考えていると。そして、もう1つは教育的観点からと言われておりました。やっぱり教育的観点、また青少年の健全な育成にこの施設は私は欠かせない施設だと考えております。ですから、県としてもこれを何とか存続できるように。経費とか考えているとやっぱり難しい。教育というのは経費ばかりではなくて、やはり人を育てることが一番大事だと私は思いますので、何とかこの存続に山梨県として、また教育委員会として頑張っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### （山梨県立あさひワークホームについて）

河西委員 私は、山梨県立あさひワークホームということで質問させていただきたいと思っております。部局審査の際でも、あさひワークホームということで、特にここは主に就労支援を進めているというような状況がありまして、いくつか質問させていただきたいと思っております。知事も、ダイナミックやまなしの中でこのこともうたっているわけで、障害者の就労を強力に支援していくというようなことも中に盛り込まれております。

私的なことで本当に申しわけないのですが、実は私の兄も生まれつきの脳性小児麻痺で身体障害者ということで、ちょうど60ぐらいに亡くなったのですが、ちょうどこのあさひワークホームというのは、昭和58年ですか、設立というようなことでもあります。特に身体障害者に向けての施設と。梨の実態が知的ということだと思いますけれども。ちょうど兄が50ぐらいのときに設立されたということで、私どもが無知だったか、周知が足りなかったのかわかりませんが、私どもは知りませんでした。その当時こういうことを知っておれば、少しでも生きがいを持って就労できたかななんてそんな思いもしながら今思っていたわけでありまして。このことは就労を通じて社会に参加する、また生きがいを持つということでこのことは大変大事なことであるのではないかなと、また、障害者が誇りを持って生きていくということで、障害者の就労というのは私は重要な施策ではないかなと思っております。そこで、この施設において、具体的にどのような就労の支援が行われているのかまずお聞かせ願いたいと思っております。

山本障害福祉課長 県立あさひワークホームにおきましては、就労支援サービスのうち、就労移行支援事業と就労継続支援B型事業、この2つの事業が行われております。まず就労移行支援事業につきましては、一般就労を目指して訓練を行うための支援でございます。利用者の就労ニーズに応えるために、施設内外での作業訓練、あるいは企業の見学、さらには企業での実習などを実施しておりまして、昨年度は、ハローワークあるいは県就労支援センター等の関係機関と連携し、

2 名の方が一般企業あるいは就労継続支援 A 型事業所へ就職を果たしました。一方、就労継続支援 B 型事業は、一般就労が難しい方の工賃向上を目指した支援を行う事業でございます。利用者の適性を把握した上で作業目標を設定いたしまして、作業の習熟度を高めるための支援を行っているところでございます。

河西委員           もちろん就労、仕事をすれば、それなりの工賃とかいうものが支払われるということだと思えます。工賃というのは障害者にとっては、これが生きがいとか、少しだと思えますけれども、小遣いにもなるというようなことです。このあさひワークホームの利用者ということだと、どれぐらいの工賃といたしますか、そういうものをいただいておりますのか。また、ここではなくて民間の施設における工賃といたしますか、対価はどのぐらいになっているかお聞かせ願いたいと思えます。

山本障害福祉課長   昨年度のあさひワークホームの工賃支給の実績は、月平均の工賃額という形で示させていただいておりますけれども、月平均額で 1 万 3,236 円でございます。また、本県の民間の施設等を含めた平均工賃の月額、一番新しい数字が平成 27 年度の工賃実績ということになります。1 万 5,296 円でございます。あさひワークホームより 2,000 円ほど月額にして高くなっております。なお、同じ年における全国平均の工賃月額は 1 万 5,033 円ということで、県の平均より 200 円ほど低いという状況になっております。

河西委員           もちろん作業の内容とか障害の程度で若干違うんじゃないかなとも思いますが、いずれにしても 1 万 3,000 円から 1 万 5,000 円ということで、もちろん年金とかそういうものもあるかと思えますけれども、本当に小遣い程度というようなことを言っただけではいけないんですけれども、それにしても障害者にしてみればありがたいと、社会参加を生きがいを持ってやるということにつながるんじゃないかなとも思っております。できれば、いろいろな条件もありましようけれども、工賃をアップといたしますか、向上するような政策が強力にできればいいなと、そんな思いであります。その取り組みと、対価といたしますか、工賃の向上を目指してどのように今後取り組んでいくのかお聞かせ願いたいと思えます。

山本障害福祉課長   あさひワークホームに通所・入所されている障害者の方々は、いずれも障害の程度が重く、重度の方が多いということで、低くなっている理由といたしましては、通所利用者の体調面あるいは気持ちの面で長い時間働けない方が多いということございまして、なかなか月額工賃の上昇というのが大幅には見込めないという状況になっております。また、入所者の平均年齢が 51 歳と高齢化しているという状況も月額工賃がなかなか思うように上がらないという状況にもつながっているものと考えております。このようなことを踏まえまして、障害者お一人お一人の状況を見ながら、できるだけ単価の高い仕事を受託できるように、契約企業の開拓、あるいは交渉を現在一生懸命進めておりますが、今後なおその裾野を広げていき、工賃の受託金額の増額を目指した交渉に取り組んでまいりたいと考えております。

小越委員           あさひワークホームは昭和 58 年の建設だということで、お伺いしたいと思えます。指定管理ですので、修繕や備品購入など、あるものは県が負担することになっていると思えますけれども、どういうものを指定管理が負担し、どういうものは県が負担するのか、その区分け、それから、根拠について、幾らと

か、これは出すとかって取り決めがあるかと思うのですけれども、それをまずお示してください。

山本障害福祉課長 あさひワークホームを管理運営しております社会福祉法人障害者援護協会との間で締結しております基本協定書の規定によりまして、施設等の修繕に関しましては、1 件当たり 60 万円未満のものは指定管理者が費用を負担し、60 万円以上のものについては県が費用を負担することとなっております。また、これにかかわらず、施設・設備の機能向上を図るため、60 万円を超えるものであっても、指定管理者において修繕等を行いたいという要望がございます場合におきましては、県が承認し、指定管理者が実施する場合がございます。

小越委員 先日部局審査の折、望月議員からの質問に対して、146 ページのあさひワークホームの消耗品が増加したことについて、居室のカーテンを交換したと、278 万円支出があったために増額したとありますけれども、60 万円以上の場合は県が持つという取り決めがある中で、この 278 万円はあさひワークホームが側が出したんですよね。それはどうしてなのでしょう。

山本障害福祉課長 施設整備に関しましてはさまざまな要望がございます。その中で各種の修繕等に柔軟に対応できますよう、先ほど申し上げた協定書の 16 条第 3 項の規定によりまして、60 万円以上でも管理者が運営上必要と考える経費に関しましては、県の承認を得た上で指定管理者が負担できるという形になっております。今回のカーテンの修繕はその 1 つだと考えております。

小越委員 このカーテンの修繕は、あさひワークホームのほうから県にお金を払ってほしいという要望はなかったのでしょうか。

山本障害福祉課長 障害者援護協会になりますけれども、県に対して費用の負担についての要望はございませんでした。

小越委員 先ほど施設整備のことがありましたけれども、私、あさひワークホームに行ってみりました。このカーテンを見てきましたけれども、特殊で既製品がないオーダーメイドで高いのはもちろんですけれども、お聞きしましたら、あさひワークが開設した昭和 58 年から使っていたカーテンをずっと使っていたそうです。それで、平成 29 年によくこのカーテンがかわったということをお聞きしました。そこになるまで県は何もしてなかったのかということと、入ってらっしゃる方々の思いと職員の方々の思いが交錯した次第です。

そこでお伺いします。毎年の修繕要望や備品購入などにどのくらい県が要望に答えているのかお伺いしたいと思います。この 278 万円は、あさひワークから要望がなかったと言いますけれども、かなりの捻出をして、昭和 58 年ですから三十何年も同じカーテンを使っていまして、クリーニングもしてぼろぼろで、もう本当に大変だったと。そして、そこの中でも、居室ですから、居室のカーテンといいますと、そこに住んでいらっしゃる方々が三十何年も同じカーテンというのは普通の家では考えられないことになっています。あさひワークホームから毎年修繕要望がどのようなものが出てきて、県はどのくらい答えているのでしょうか。

山本障害福祉課長 毎年度あさひワークを含む各施設から修繕要望の聞き取りを行いまして、優先度の高いものから修繕等の対応をさせていただいているという状況です。

あさひワークホームにつきましては、昨年度、居室の生活環境の改善のための窓枠サッシ、これは冬場の冷たい風が吹き込むということで二重窓枠にしたわけですけれども、窓枠サッシの改修工事を 25カ所行いました。また、一部の居住区域のエアコンの改修工事を行ったところでございます、この 2つの工事について総額 1,300万円余の事業を県費で賄っております。

ちなみに、過去 5年さかのぼりましてお伝え申し上げますと、平成 24年度から平成 28年度までの過去 5年間で、毎年 1,000万円前後の修繕等を行っているという状況でございます。

小越委員 それはあさひワークホーム側が要望していることに全て応えているという理解でよろしいのでしょうか。

山本障害福祉課長 あさひワークホームから要望が出ているもの全てについてはございません。優先順位の高いものからやらせていただいているという状況です。

小越委員 ぜひ応えていただきたいと思う。私も見に行き行って思ったのですけれども、カーテンのことを聞いてびっくりしましたし、食堂のところはボランティアの方に内装の壁を張りかえていただいたそうです。とても古くなって、とても見られないと言っていました。それから、カーテンの問題。トイレはいまだにカーテンです。びっくりしました。障害者のトイレの施設は、どこの公共施設もカーテンなんていうところはありません。ドアですよ。引き戸のドア。だけどそれも直せない。それから、2人居室です。あそこのところは個室ではありません。昭和 58年ということもありますけれども。それを応えられないのは仕方がないのかもしれませんが、あまりに古いままで、今の普通の個室、住環境からかなり悪くなっていると私は思いました。応えられないのはなぜなのか。どうして応えられないのでしょうか。

山本障害福祉課長 施設が老朽化しているということは、昭和 58年にできた施設ですので、今年で 34年目という形になりますので、水回りあるいは電気系統等に修繕を要するものができてきていることは間違いございません。その中で、壁紙の張りかえとかといった要望もございませぬけれども、生活の質の維持に直結する、例えばエアコンが壊れてしまったり、冬場に寒風が吹き込んでくるとか、そういったところがより重要度が高いということでやらせていただいているわけでございます。全てのものに一度に応えるというわけにはいきませんので、優先順位の高いものから順にやらせていただいているということございまして、今後、今おっしゃったことについても、順次やらせていただきたいと思います。

小越委員 雇用のお話ですけれども、職員の 32人中 19人が非正規です。このことを部局審査のときにお伺いしましたら、非正規の方は正規雇用を望んでいないからとお話がありました。しかし、今後の施設の経営の面からも、人材育成の点からも、正規雇用を拡大していかないと、これからの施設経営が大変になってくるとお伺いしましたら、70歳以上の方で夜勤専門でやってらっしゃる非正規の方もいるとお伺いしました。なかなか募集しても人が来ないということも聞きました。しかし、県の施設ですし、あさひワークホームのずっとこれからのことを考えますと、正規雇用をふやしていく方向がいいと思うのですけれども、どのようにして正規雇用をふやしていこうとお考えですか。

山本障害福祉課長 正規雇用につきましては、将来の施設の運営や人材育成の面から拡大していくという方針については、障害者援護協会のほうに確認をさせていただいているところです。その方法につきましては、まずは欠員補充を正規職員をもって充てていくという方針、これは順次行っているところでございます。また、既に施設に任用されている非正規の職員が 19 人いるわけでございますけれども、こういった方々につきましても、制度上は正規職員として登用することも可能な形になっておりまして、過去にも例がございます。このような方々については、本人の希望をお聞きしながら、正規化についても検討を進めていただくということを促してまいりたいと考えております。

小越委員 お伺いしましたら、ぜひ正規雇用のために、少ししかない積み立てのお金、充実積立ですか、それも雇用のほうに、正規職員の確保のために、給料アップのために使いたいとおっしゃっていました。だから、なおさらのこと、この昭和 58 年建設の建物の老朽化に対してどうしていくのか、これからが見えてこないと心配されておりました。私も心配です。このあさひワークホームのすぐ隣にこれからやりますアドバンテージあさひがありましたけれども、向こうのほうがすごくきれいです。育精もありますけれども、あさひワークホームは昭和 58 年の建設で老朽化しております。建てかえの検討を、来年やるというわけにいきませんから、もうちょっと 5 年 10 年先を見越して建てかえどうするか考えなければならないときに、指定管理者にはお金がありません。もちろん積んではいけないし、何か自主事業をしようと思っても、ここの施設的にはそれはできません。となると、県が建てかえ費用を負担しなくてはならないと思いますが、その方向でよろしいですね。

山本障害福祉課長 建てかえにつきましては、必要な補修を施しつつ、施設の長寿命化を図らせていただきたい。その上で、入所者の処遇水準の維持あるいは安定的な施設運営について考慮する中で、必要な時期に検討してまいりたいと考えております。

小越委員 県がしっかりやってくれるのかどうか分からないと、指定管理期間 5 年ですから、非常に心配なんです。もし修繕をして、今 2 人部屋しかないのを 1 人部屋にする、カーテンのトイレを開きのドアにするとなりますと、今度そうすると、もしものときにそれを買ってくださいとか、譲渡するときには資産価値が高くなりますよね、でも、ここの施設にはそんなお金もない。だったら、今の古いままで何とか我慢するのか。いや、とても我慢ができない。指定管理者としてこれから 5 年の短いときに、その向こうの指定管理をどうするのか、修繕どうするのかというときに、県がいざというときはしっかり建てかえの費用を払ってくれる、出してくれるという確認がないと、非常に心配で困るんですよ、この施設の職員の方々はもちろん、そして、利用されている方々も、次どうなるかわからない中では。県の施設ですので、指定管理の施設として県が修理、修繕、今もそうですけれども、しっかり応えていないことがわかりましたけれども、修理、修繕、建てかえの費用をしっかり県が保証するということが最後に言っていただきたいと思えます。いかがですか。

山本障害福祉課長 建物の建てかえにつきましては、この建物が鉄筋コンクリートづくりの住宅建てという用途になっておりまして、耐用年数上は 47 年という建物になっております。先ほど申しましたように、年数がたっておりますが、今年 34 年

目ということで、耐用年数まであと 14 年となっています。今後必要な時期に建てかえについては検討していくことになるものと考えております。

**（山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮について）**

清水副委員長 あけぼの医療福祉センターは身体に障害をお持ちの方のリハビリを中心にした施設だと、この前の説明のとき伺いました。必要な指導及び訓練を毎日行っていると思うのですが、この必要な指導及び訓練をするためには、テクニカルな問題を含めてそれなりのレベルのものが必要だと思うんですね。そういったレベルのものを保有した職員の数、職員の充足率というのは、今どのくらい？ 100%なのか、あるいは足りないのでしょうか。あるいは余っている？ その辺は今どんな状態ですか。

山本障害福祉課長 あけぼの医療福祉センター成人寮の職員数につきましては、施設の入所支援に関する基準が厚生労働省令で定められております。施設入所支援が基準省令で必要とされている夜勤者 1 人に対して実際には 2 人配置しております。また、それぞれの障害福祉サービスごとに申し上げますと、生活介護が常勤換算で 10 人という基準になっているところに対して 11.3 人、先ほどおっしゃった自立訓練、機能訓練、いわゆるリハビリでございますが、これが常勤換算で 2.5 人必要なところ 3.1 人、短期入所、いわゆるショートステイでございますが、これが常勤換算で 3 人必要なところ 3.3 人となっております、いずれのサービスにおきましても、基準省令で示されている職員数以上の職員が配置されております。

清水副委員長 充足されているということでちょっと安心しました。職員の資質の向上というのが常につきまとうテーマだと思うのですが、リハビリなんかやるときに、テクニカルな資質の向上とか、あるいは患者さんを思いやる心とかそういうマインドの向上の研修とか実習、そういった職員のレベルアップに対しての計画及び推進状況というのはどんな内容でしょう。

山本障害福祉課長 職員の育成や専門業務のスキルアップのために、全ての職員が研修を受講できるように計画をしております。これは非常勤の職員も含めてです。また、外部の研修というのは、一度に受けられる職員の数は限られてくるものですから、復命書を提出する際に所内での伝達研修を行っていただいて、職員全体の資質向上につなげているところでございます。また、特に新規の採用者あるいは経験の浅い職員に関しましては、スキルアップあるいはメンタルヘルス研修を受講させることによりまして、支援の基本技術にあわせましてメンタル面での支援も強化できるように配慮しているところでございます。

ちなみに、昨年度、平成 28 年度の外部研修・講習に関しては、19 件 27 日間の外部研修に参加したところでございます。全職員を対象とする研修につきましては、防犯対策など所内研修を年 4 回実施したところでございます。

清水副委員長 施設の目的に、自立した日常生活や社会参加を図るという目的があるのですが、この社会参加について、具体的な事例というか、どんな社会参加が実現されているのかというのをお話しいただけますか。

山本障害福祉課長 利用者の社会参加を促進するために、施設の内外におきまして社会参加の体験あるいは住民との交流を行っております。具体的には、地元で開催されて

おりますかかし祭り、あるいは桜の名所等の見学、これは出ていくほうの社会参加でございます。また、迎え入れる側の社会参加といたしましては、施設の納涼会とか社会福祉村まつり、こういったような機会で他の施設の利用者の方々や地域の方々との交流を進めているところでございます。このほか、社会参加活動の一環として、これは定期的に行っているところでございますが、買い物とか食事、あるいは美術館や博物館等の見学、こういった外出支援などを行っているところでございます。

**（山梨県立富士川観光センターについて）**

佐藤委員

当観光センターは、観光や物産に関すること等の情報を発信し、産業観光を振興し、地域住民相互及び観光客との交流を促進することにより、地域の活性化を図ることを設置目的とされております。平成 26 年、27 年、28 年と 3 年経過しましたがけれども、地域活性化の効果はどうなっていますでしょうか。お伺いします。

小田切観光資源課長 これまで観光センターでは、情報発信、ものづくり、触れ合い交流を図る中で、峡南地域の産業観光の振興や地域の文化活動の交流の場づくりを目指してまいりました。現在、平成 26 年度と平成 28 年度の比較ですが、観光センターへの来館者が、平成 26 年度が約 1 万 1,000 人、平成 28 年度が約 2 万 2,000 人と約 2 倍となっております。また来館者の声にも、和紙や印章など峡南地域の地場産業を初めて知ったという声や、体験が非常に楽しく、ほかのものづくりも体験したいといった声もいただいているところでございます。こうした声を受けまして、峡南地域への関心を高める効果は、緩やかであります。出てきていると考えております。地域の活性化というのは非常に難しい課題だと思ひまして、一朝一夕にというわけにはいかないかと思っておりますが、今後もより魅力的な体験メニューの構築や、クラフトパークとの連携イベントなどを通じまして、産業、ものづくりへの関心を高めることによって峡南地域の活性化に役立てるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

佐藤委員

平成元年に地場産業振興センターあるいは富士川クラフトパークということ、私は個人的に妻の実家が身延にあるものですから、そのころからクラフトパークには行っているわけです。来場者数は、平成 28 年度のクラフトパークは 19 万 5,000 人、観光センターは 2 万 2,764 人、目標はクリアしている。これは評価できるのかなと思ひますけれども、やはり 10 分の 1。クラフトパークは 19 万人いるにもかかわらず 2 万人、1 日当たりの来場者数も平均 533 人のクラフトパークに比べると 52 人ということで、10 分の 1 以下ということですね。せっかく大きなクラフトパークがあるのに何でこんなに少ないのか、その原因、理由についてお伺いします。

小田切観光資源課長 クラフトパークの入場者に比べましてその約 10 分の 1 の入館者数ということになりますが、観光センターのほうの利用者をアンケートなどにより分析しますと、年齢が 10 歳程度のお子さんや、そのお子さんを連れてきたお母さんといった来館者が非常に多くなっております。その多くはクラフトパークの遊具や芝生広場、バラ園などを目的にいらっしゃって、それとともに観光センターにいらっしゃっていると分析をしているところでございます。ということからしますと、クラフトパーク目的の来訪者を観光センターに呼び込む力がまだまだ足りないと考えておりますので、一層のクラフトパークとの連携が

必要だと考えております。

佐藤委員 クラフトパークとの連携が必要という部分ですけれども、集客・誘客活動は  
どういふふうに行われているのでしょうか。

小田切観光資源課長 クラフトパークとともにホームページによる連携した情報発信を行うと  
か、あと、クラフトパークのイベントのときの企画とかにあわせまして、その  
関連グッズの販売を観光センターのほうでするとか、そういった連携とともに、  
センターとしてクラフトの魅力を高めるために、クラフト体験メニューを充実  
させて集客を図っているというようなところでございます。

佐藤委員 道の駅みのぶがあるわけなので、その売り上げの推移はいかがですか。

小田切観光資源課長 道の駅みのぶ、つまり、いわゆる一番端っこのところにあります売店  
のことかと思っておりますが、売店につきましては、実は指定管理業務外の自  
主事業となっております。売り上げにつきましては把握をしていないのです  
けれども、売店のところのレジ通過者の話はわかります。平成 27 年、平成 2  
8 年とも約 1 万 1,000 人が年間でレジを通過された、要は、買い物をされた  
ということになっておりますが、それにしても、センター利用者全体が 2 万 2,  
000 人ぐらいの約半数ぐらいでありまして、また先ほど話しましたクラフト  
パークが 19 万人というところからしますと、まだ 1 万 1,000 人の売店利用  
者というのは少ないと考えておりますので、売店自体の周知もまだ足りていな  
いものと考えております。

佐藤委員 次の 226 ページ中で広告宣伝費のほうですけれども、平成 26 年度は 9 カ  
月ですが、72 万円、平成 27 年度は 287 万円。4 倍になってよく頑張った  
と思うわけですが、平成 28 年度は半減以下の 116 万円に激減しているとな  
っていますが、その理由はいかがですか。

小田切観光資源課長 確かに平成 27 年度が突出しております。この原因につきましては、実  
は富士川クラフトパークで、観光センターではないのですが、クラフトパーク  
のバラ園という、非常に大きなバラ園を開園いたしました。その開園を観光セ  
ンターの PR の材料としようということで、それをもとにセンターへの誘客を  
図ろうと考えまして、平成 27 年度は広告媒体に力を入れました。具体的には、  
特に静岡方面に向けましてテレビ・ラジオ CM を 8 本ほど使った PR など積極  
的に行ったことから、テレビ CM 媒体がちょっとお金がかかりましたもので、  
それで広告費が平成 27 年度突出しました。

しかしながら、実際、平成 27 年度、アンケート結果などからですと、CM  
を見て来た方というのが実は少なかった状況で、それよりも、同時に広告媒体  
というか、テレビ番組の生中継、お天気コーナーみたいなところで、今、クラ  
フトパークのバラ園がこんなに見事ですといった告知みたいなものを生で挟み  
ましたら、それを朝見て来ましたというような方が非常に多くいらっしゃいま  
した。それでやはり生告知が非常に効果的だというふうに考えまして、平成 2  
8 年につきましては、CM をやめまして、テレビの生中継告知は継続しつつ、  
また新聞告知などの新規媒体にシフトしまして、全体としては CM がかなりお  
金がかかっていましたので、全体としては金額が下がっております。なお、バ  
ラの時期に関しましては、約 4 割ぐらい静岡方面からの利用者がふえたとい  
うことも結果としてはわかっておりまして、CM が全く無駄であったとは実は考

えてはいないのですが、多くの者への周知に役立って、バラ園のリピーターなどにつながったと考えております。

佐藤委員 バラ園はクラフトパークのほうでしょうかね。そうはいつでも、観光センターの商業という部分の中でうまく連携を図っていただければと思います。

4 つ目ですけれども、手数料のところ。平成 26 年度 2,256 円、平成 27 年度が 4,473 円となっていますけれども、平成 28 年度が 13 万 8,000 円になっていると。これはどのような理由でしょうか。

小田切観光資源課長 平成 28 年度分が非常に多くなっております理由につきまして、税理士へ支払う手数料が原因でございます。クラフトパークと観光センターは指定管理者が同一でございます。平成 27 年度までは税理士へ払う手数料につきましては富士川クラフトパークのほうで一括して支払いをしていたのですが、平成 28 年度からはクラフトパークの分と観光センターの分を支出規模に応じて税理士へ払うお金を案分してそれぞれが負担したために、約 10 万円以上観光センターの手数料がふえているという状況です。

佐藤委員 負担割合、基準とか、そういったものが決まっていますか。

小田切観光資源課長 全体の税理士への手数をその支出規模で案分した状態で、約十数万は観光センターの分ということになっております。

佐藤委員 この場合、観光センターは課税対象、あるいは監査のためなのか。その税理士手数料というのはどういう意味合いのものですか。

小田切観光資源課長 手数料につきましては、クラフトパークも観光センターにつきましても、基本的にはやっぱり納税というところもあります。あと、ふだんの会計的なところのアドバイスというところも含めた上で税理士さんへの手数を年間でお支払いをしているという、そういうお金になっております。

佐藤委員 次に移ります。国道 52 号線から園内への誘導のために平成 28 年度に看板を設置したということでございますけれども、何基設置して、費用はどのくらいかかったのかお伺いしたいと思います。

小田切観光資源課長 1 基設置しまして、工事費用は正確に言うと 4 万 5,150 円となります。どこに設置したかといいますと、国道 52 号線のほうから入ってまいりまして、よく間違えやすい道で、身延カントリークラブのほうへ行ってしまいう道が実はあるのですが、身延カントリークラブではなくて、富士川クラフトパークとか観光センターのほうへ行く道がありまして、その分岐点の擁壁に、大体横 2 メートル縦 50 センチぐらいの観光センターはこちらですよという看板を設置しております。

佐藤委員 この場合、単独ですか。クラフトパークと一緒に、あるいは切り絵の森美術館と一緒に。

小田切観光資源課長 富士川クラフトパークと連名で。ですから、看板に書いてある言葉は、富士川クラフトパークと、あと、富士川観光センターと、あと、みのぶ道の駅

はこちらという形になっております。

佐藤委員 最少の経費で最大の効果を得るよう経費節減に努めと書いてありますが、効率的な経営に努めたということです。先ほどの繰り返しですけれども、116万円に激減したという部分の中で積極的ではないように思うのですけれども、今後も続くのでしょうか。

小田切観光資源課長 先ほどのお話のとおり、テレビCMをやめたためちょっと減少したわけですが、効果的と思われる生中継の生告知を続けるほか、集客効果が見られる効果的な方法を模索しながら、今後も広告宣伝については継続をしていこうと思っております。広告宣伝に関しましては非常に柔軟に実施していくこととしておりまして、例えば今後、中部横断自動車道の全線開通とかにあわせた新たな取り組みを行うといった際につきましては、これまでの広報効果の経験則なども踏まえまして、効果的な広報を積極的に行ってまいりたいと思っております。

佐藤委員 7つ目のところですが、間近に迫る中部横断道の全線開通ということでありまして、開通後、国道52号線がどのぐらいの交通量になるかちょっとわかりませんが、誘客・集客方法の見直しが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

小田切観光資源課長 御指摘のとおり、中部横断自動車道の全面開通後には、観光客が横断自動車道から国道52号線におりてもらうだけの誘引力があの地域全体に求められていくと思っております。このため、まずセンター自体としまして、クラフトパークとも連携したイベントの構築や、センターの体験メニュー・展示メニューの充実とか、物販内容の拡大など、センターの魅力アップがまず不可欠であると考えております。また、これらの取り組みにつきまして、今後新設されます南部の道の駅とか、あと、既にありますけれども、道の駅富士川をはじめ、観光客が多く立ち寄ることが想定される場所など峡南エリアのスポットと連携してPRをしてきたいと考えております。加えまして、静岡方面とか、あと、中京方面、中部横断自動車道を使うことが多いと思いますので、今後やまなし観光推進機構などが行う観光キャンペーンなどにおきましてもそうした地域などへの情報発信を強化してまいりたいと考えております。

佐藤委員 8番目、アンケートのサンプルが少な過ぎると思うのですが、クラフトパークが254名、でも当センターは71名ということでありまして。また、コメントのスペースが、この230ページ、231ページを見ますと、1行ぐらいしかないという、コメントしようにもコメントのしようがないようなスペースになっています。これは改善の余地ありますか。

小田切観光資源課長 確かに、まずアンケートのサンプル数が少な過ぎるという部分につきましては、これまで用紙を置いておくだけだった部分というのはあるのですが、今後、アンケートを、来た方には直接手渡しをするとともに、積極的な声かけを行いまして、サンプル数をふやしていきたいと思っております。あと、アンケートのコメントの記入欄につきましては、やはり非常に小さいものであったと実は反省をしております。今年度からコメント記入スペースを広くとりまして、十分な御意見をいただけるよう幅を広くするような形で対応したいと考えております。

佐藤委員 結びなんですけれども、この山梨県立富士川観光センターは、峡南地域の振興のある程度のかなめではないかなと思うわけですね。西嶋和紙から始まっているいろいろなことがあるわけなんですけれども、あけぼの大豆もあたりもしますから。そういった部分の中で、山梨県として今後どのように運営・指導されていくかお伺いしたいと思います。

小田切観光資源課長 富士川観光センターのアンケートによりますと、来館目的とか、センターを何で知ったかというアンケートの項目につきましては、公園に立ち寄ったついでにとか、あと、公園に来て初めて知ったというような声が多いことから、まずセンターを知っていただくための情報発信とあわせて、クラフトパークの遊具や美術館などとともに、センターも丸ごと楽しんでいただけるようなイベントやメニューの構築など工夫を重ねつつ、ほかにはない多彩なものづくりを楽しめる施設としての特徴を強く打ち出し、峡南地域への誘客を一層図っていく必要があると考えております。また、売店機能につきましても、先ほど、あけぼの大豆というところのお話でしたが、そういったものをどんどん充実させるとともに、アンケートの声も取り入れながら、積極的に誘客を図っていきたいと考えております。

その他 ・ 本委員会が調査した案件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長 杉山 肇